

参議院内閣委員会會議録第二十二号

昭和三十六年四月二十七日(木曜日)

午前十時三十一分開会

出席者は左の通り。

委員長 吉江 勝保君
理事 小幡 治和君
村山 道雄君
伊藤 頼道君
山本伊三郎君

委員

石原幹市郎君
大泉 寛三君
木村篤太郎君
塩見 俊二君
下村 定君
中野 文門君
一松 定吉君
千葉 信君
鶴岡 哲夫君
横川 正市君
高瀬莊太郎君

國務大臣

外務大臣 小坂善太郎君
厚生大臣 古井 喜實君
労働大臣 石田 博英君

政府委員

外務大臣官房長 湯川 盛夫君
厚生大臣官房長 高田 浩運君
厚生省医務局長 川上 六馬君
労働大臣官房長 三治 重信君
事務局側 杉田正三郎君

常任委員
会専門員

説明員

厚生省公衆衛生
局環境衛生部長 聖成 稔君
厚生省引揚機
議局庶務課長 福田 芳助君
労働省職業安定
局職業訓練部長 有馬 元治君

本日の会議に付した案件

○厚生省設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)
○外務省設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)
○労働省設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(吉江勝保君) これより内閣
委員会を開会いたします。

厚生省設置法の一部を改正する法律
案を議題とし、質疑を行ないます。
政府側出席の方は、古井厚生大臣、
高田官房長、聖成公衆衛生局長環境衛生
部長、川上医務局長でございます。
御質疑のおありの方は、順次御発言
願います。

○山本伊三郎君 それじゃ一昨日に引
き続きまして、私は、特に第一の環境
衛生部を局に昇格さすというこの問題
について、一つ大臣なり関係当局に質
問したいと思ひます。

一昨日時間が実はなかつたので、詳
しい説明を聞く機会がなかつたんです
が、一昨日大臣から清掃事業に対する
十カ年計画が政府としてはあるんだと
言われたんですが、ほんのまあ概括と
いうのですか、聞いたのですが、これ

に対して一つ具体的に、まずどうい
う内容であるかということを中心と御
説明願ひたいと、かように思ひます。

○國務大臣(古井喜實君) 現在立て
ております十カ年計画の内容を数字的に
一つ事務局から説明したいと思ひま
すので、まずお聞き取り願ひたいと
思ひます。

○説明員(聖成稔君) 清掃事業の十カ
年計画でございますが、一昨日も申し
上げました通り、清掃事業は尿尿処理、
ごみ処理に分かれるわけでございま
す。尿尿処理につきましては、一番基
本対策は、下水道による処理が最も理
想的であるということ申すまでもな
いことと申すので、そこで、十カ年
計画を数字的に申し上げてみますと、
と、全国で七千三百六十万人の人口が一
応十カ年計画の対象になっておりま
す。そのうち、下水道によりまして処
理いたします人口は二十四百八十四
万、それからくみ取り尿尿を消化槽に
投入いたしまして、そうして処理する
尿尿消化槽によりまして処理人口が三
千九百八十一万、それから尿尿浄化槽、
これは便所が水洗便所、個々に浄化
をして参るわけでございまして、これ
の人口が八百九十五万、合わせて七
千三百六十万。

それから、ごみにつきましては、焼
却処分の対象人口を四千五百八十四
万、コンポスト——堆肥を作る施設で
ございまして、これを五百三十一万、
それから埋め立て処分を千八百七十五
万、飼料に回します人口が四十七万、

自家処理が三百二十三万、合わせて七
千三百六十万。これが十カ年計画の概
算でございます。

で、これに要します総事業費が、下
水の終末処理につきましては七百三十
億、尿尿消化槽——浄化槽を含めまし
て三百四十七億、それからゴミの焼却
施設が九十億、コンポスト二十五億、
大体こんなことでございまして。

○山本伊三郎君 大体数字が出てお
るんですが、この費用の点で、これは政
府が要するに補助する額だけですか。
それとも、各地方自治体、公共団体が
負担するすべてのものがこれに含まれ
ておるのかどうか。

○説明員(聖成稔君) ただいま申し上
げました数字は総事業費でございます。

○山本伊三郎君 私、この数字をまだ
詳しく分析する時間がないんですが、
これは十カ年計画ですが、もう一回開
いておきたいんですが、これは三十六
年度から始まるのかどうか、そして、三
十六年度から始まるならば、年度計画
はどうなっておるのか、その点一つ。

○説明員(聖成稔君) すでに以前から
これらの事業はやって参つたわけであ
ります。たとえば先ほど申しました数
字は十カ年後の尿尿処理、ごみ処理の
形を申し上げたわけでありますが、現
状はどうなっておるか申しますと、
下水処理をやっております総人口が五
百四十万、従ひまして、先ほど申し上
げました二千四百八十四万から差引
きました千九百四十四万がこれから下

水を整備する人口になって参るわけ
であります。同様に、消化槽につきま
しては、現在九百七十二万、従ひまし
て、これからやりますのが約三千万、
それから浄化槽につきましては、現在
二百九十三万でございますので、残り
が約六百万、ごみ処理につきまして
も、現在焼却能力が一千百七十八万
分でございますので、これから先整備
いたしますのは三千四百六万、コンポ
ストにつきましては、現在五十五万、
残りが四百七十五万、こういったよう
な数字になっております。従ひまし
て、先ほど申しました、先般大臣から
もお答え申し上げました十カ年計画と
いうのは、あと残つておる分をこれか
ら十カ年で片づけよう、そうしていこ
うという数字でございますので、十カ
年計画は三十六年度、本年度を初年度
といたしまして、四十五年を目途に
して十カ年計画でやろう、こういう考
えでございます。

○山本伊三郎君 この費用についての
年度計画はどうなっておるのですか。
○説明員(聖成稔君) まあ常識的に申
し上げれば、必要な経費を、前回申し
上げましたように、下水終末処理につ
きましては三分の一の補助、それから
消化槽につきましては四分の一の補助
でございますので、これを十カ年計画
を十等分しまして、そうしてそれの三
分の一なり四分の一の金額を年々
計上していくことになるわけで
ございまして、しかし、三十六年度につ
きましては、その域にまだ達してあり

くん進むということも非常に大事でありますから、それに支障を起こすような原因が、はたして財政事情というところであるなら、そこにぶつかっていかねければ解決できないと思うのであります。その点に中心があります。さうならぬ。この点はきわめてみなければならぬものだと思ひます。ただ、さつきもお話のように、自治体に非常に固有事務以外の、いわば委任事務のようなものがたくさんあって、その負担に圧迫を受けて固有の事務も伸びない、じやないかという点になります。さういふ委任事務とか、国が持つていような事業に対する国の負担を引き上げて、そしてともとの自分のやるべき仕事の方の財源を浮かしてやるのがよいことであつて、やはり筋道としては、財源問題になると、少しでもさういふふうに考へていくべきじやないか。ないしは、また、自治体全体の財源を、全体として豊富にするというふうな考へ方をとるとかいう、つまりあまりセクション、セクションで考へないで、全体として自治体らしく伸びていくように考へていく行き方の方が穏当ではないかと私は思うのでありますけれども、しかし、何さ大事なのは実際問題でありますから、どこにネットワークがあるのか、これはよく検討して、見当違いをしないようにしなければならぬことは重々思つております。

○山本伊三郎君 その筋は筋でいいです。ただ、私が言つてゐるのは、さういふことを言つておらないのです。言われた通り、さういふ国からの押しつけの委任事務は軽くして、財源を浮かしてこの固有事務をやるといふ、この建前はその通りです。答案に

書けば、その通りに小学校の生徒は答

案は満点になるあなたの答弁です。しかし、政治というものはさういふものじやないと思ふのです。現実の問題として、もう都市は清掃問題で行き詰まつておられるのです。これはさうでないと言はれるのなら、私はさうでないと考へますが、実際問題で、このまま置いておけば、東京都でも行き詰まつてしまふという状態にきまつてゐるのです。東京湾を埋め立ててやるというあの護岸堤防ですか、今作ろうと思つておるが、相当費用もかけておるが、しかし、ごみの捨て場所がないという状態です。東京都の都民は実際知らないうのです。とにかく人間というものは、腹がふくれるまでの問題は非常に関心を持ちまして、要らぬことですが、大臣よく御存じですが、第一次産業で原料を作つて、第二次産業で加工して、第三次の流通過程を経て配給されて、そして人がそれを消化する。それまではみな肝心に考へるのですが、それから、きかない話ですが、体内で消化して出た問題を案外軽く見るのです。それを軽く見るかどうかというところが文化国家の程度を示すといわれておるのですが、戦前から日本人はさうなんです。政府自体は気づかれておると思うのですが、今の大臣の御答弁は、非常に筋の通つた御答弁ですが、現実はどうするかということについては、若干私は大臣の御答弁は納得できない。私は具体的に言つて、非常にこの補助率も少ない。財政がもとに返れば、その補助は全然出さなくてもいいと思うのです。おっしゃる通り、市の財源が豊かであれば、固有事務であるから市町村でやるべきです。当然なん

です。市町村の負担でやるべきです。補助は一文も出さなくてもいいんです。が、現在の事情ではさうはいかないので、政府も四分の一なり三分の一なり補助をして、何とか都市の清掃を完遂しようといひますが、緩和しようといふことで努力されているのですが、今の現時点ではこの補助率ではだめだし、また、塵埃焼却の問題については、起債だけで補助がないということ

を聞いてゐる。それでも私は非常に不満なんです。さういふ問題については、厚生省は、政府の総合的な財政計画で問題があるなら、私はそれはそれで聞きますが、厚生省自身が、塵埃焼却の問題についても尿尿処理の問題についても、補助率はさうしてやりたうかというのを私は今聞いてゐる。地方自治体と政府との財源のいろいろの問題、さういふ問題は教科書を見ればわかると思ひますから、実際の問題を大臣に伺つてゐるのです。

○国務大臣(古井喜實君) そこで、あまり理屈でなしに、実情に即してどう解決していくかという考へ方を言つてみると思ひます。私には、さういふ考へ方があると思ひます。私は、実は補助率を上げるとか財源を足すとかいう点も大事な点だと思つておられますけれども、実情を見てみますと、昨今は都市の清掃といつて、非常に関心を持つてきましたし、騒いで出されたけれども、今までの第一優先的にさういふことをやるべきだといふふうな考へ方が薄かつたと思ひます。根本はそこにあると思ふのであります。でありますから、昨今では財政の貧弱な都市でも、また、しかも、現在の補助率のもとに

おいても、これをまづ先にやろうと計画してゐるところさであるのであります。やる気になればさうなるのであります。根本は私はそこにあると思ふのであります。実情からさう思ひます。もし、やろうとするけれども、財源の関係でどうもできないといふこと

なら、これは考へなければならぬ。こゝでじやまが起るようなら考へなければならぬ。考へないといふ意味ではありませぬけれども、根本が私はどうも從來そこにあつたように思ふのであります。さつきのようなことを申し上げてゐるのであります。しかし、どんどん事柄の重要性を認識してやつていこうとする、どうも財源が窮屈だ、また、さういふむけるのに補助を引き上げた方が政策的に効果的だ、さういふことであるならば、これはその方面にも大いに考へなければならぬ、これは否定するわけではありませぬ。わけではありませぬが、そこだけではない、さういふふうな思つておられますので、さつきのように申し上げたので、問題を否定するのではありませぬ。ここにも大に検討を加へたいものだと思ふのであります。

市については別の事情がありますが、尿尿についてはさういふ状態であつた。大都市は近傍から肥料のために尿を要するに買ひにきた。今はお金を

出して取りにこない。相当都市の周辺にあるところでも、尿尿を肥料には使われないのです。さういふ環境といひますか、情勢の変化から、もう都市の政治の関係者は、好むと好まざるにかかわらず、これを解決しなければならぬといふところに押し込められてゐる。政府はこれについて十分関心はあつてゐると思ひますが、先ほど言われまして、これは市町村の固有事務であるから市町村がやるべきであるといふことは、これは一応筋は通つてゐるものだが、しかし、環境衛生というものは、戦後大きく日本では取り上げられてきた。戦前にはあまりこの問題は大きく出なかつたと思ふ、国の政治として少しく干渉するのじやないか、指導的立場でこれを指示してもらいたい。私はこれ以上くどくど説教がましい質問はいたしません。具体的に今言われたが、関心を持つのは先であるといふが、もう少し関心を持つて——今実は苦しんでゐる中小都市が多いのです。さういふところは今言われた話で、さういふことであつて財源が足りない、さういふやうな意欲があるけれども、財源がないのでやれないといふことであれば政府がみると言われたが、その場合には具体的に補助率を上げた、また、補助のついでにないところには補助をつけるとか、起債額をふやすだけの政府に用意があるといふことを言われたが、どうか、この点一

つ聞いておきたい。

○国務大臣(古井喜實君) その問題も含めて、補助率等の問題も含めて、財源の点で困難があるならば解決をはからなければならぬ。つまり他に委任事務等に対する財源を国がたぐさんとする、負担するということにおいて財源の余裕ができるのも一つの道だと思ふ。道はいろいろあるかと思ひますけれども、しかし、補助率の問題も含めて、そこに問題の焦点が、大事な点があるということになれば、大いに検討しなければならぬと、こう思ふのであります。含めてですね。

○山本伊三郎君 古井大臣もなかなかうまいこと答弁するので、私は、検討するとかそういうことではなしに、緊急の問題で、三十五年、三十六年度について、その年度における予算編成上の財源の問題でいろいろ苦しんでおる都市が、仙台でも金沢でも、その他中小都市が特に多いのですが、あるのですよ。それが、ここに関係の部長もおられますが、そういうことでは厚生省はないのだと言われるなら、私はこれ以上尋ねませんが、現実にあるということ、もう私の方でも相当いろいろと話を聞くのですが、現実にあるのだから、検討しなさいに、三十六年度はもう予算編成も済んだのですから、途中からどうしようというわけにいかないが、私の言うのは、来年度からこういうものをふやす要するに意思があるのかどうかという、それを聞いておるのです。

○国務大臣(古井喜實君) ことは前年に比べると、だいぶ補助の方も起債ワタの方もふやしたつもりでありましたけれども、今日各地からの要望を見

ますという、このワタが不十分であります。私もそう思っております。足りないと思っております。これは三十七年度にはもっとこれをふやすことを大きく努力しなければならぬと思つておるのであります。ただ、その場合に、なるべく広くあの都市にもこの都市にもできればさしたいものでありまして、同じワタをふやしても、率を上げて個所数を減すか、今の率だが、ワタをふやして、従つて、多くの場所に実行させるか、同じ財源にいたしまして、そういう点は研究してみなければならぬと思ふのであります。でありますから、その辺は、先ほど来のお話の点を私が否定しておるわけではありませぬけれども、いろいろ詰めてみなければならぬ点がある。その辺を十分詰めたが、しかし、要するに前進させなければならぬのでありますから、全体としては率直にむしろ不十分だと思つておりますから、これを広げるように努力をできるだけしたいという考えております。

○山本伊三郎君 今の時点では、するといふはつきりしたそれは確約をここでとることはできないと思ふのですが、私、厚生省関係の大蔵当局の人々ともちょっと話をしたことがある。これは正式の委員会の席ではございませぬ。厚生省がそういう点を具体的に言うてこないのだから仕方ないといつて、けんもほろろに私に言ったことがある。そういう意味において私はきよく質問しておるのです、大臣に。おそらくこれは、大蔵当局はいつもそういう手を使うのだから、そんなことをまともに受け取る私にございませぬけれども、そういうことを言うから、そ

れだけ聞くと、厚生省は一つも関心がないじゃないかという受け取り方をす

る。しかし、私はそういうことを知つておるが、一緒にいつて行つた人は、何だ大蔵省こう言うておるのに、厚生省何も考へて言うておらぬのか、こういう取り方をしますから、従つて、おそらく三十六年度予算の編成でも相当にやられたと思うのですけれども、そこで一つ聞いておきますけれども、三十六年度予算編成において、補助率の引き上げ、また、補助のついていないところにつけようという考へ、それから起債のワタの標準、これは広げられたのですが、そういう点について厚生省としては具体的な案をもつて大蔵省と交渉されたかどうか、この点一つ聞いておきたい。

○国務大臣(古井喜實君) 交渉の経過のことではありますし、まづもつて部長からお答えさせたいと思ひます。

○山本伊三郎君 けっこうです。

○説明員(聖成君) 率直に申し上げまして、私どもの要求通りには大蔵省との話がつかなかつたといふことは、これは御察察願ふと思ひます。先ほど来からおっしゃいます通り、非常に尿尿処理が極度に詰まつて参つておりました。そのために、たゞいま予算配分の時期になりました、非常に全国からたくさん要望が出て、実はその配分に苦慮しております。しかし、これはもうやむを得ませんので、相当新規にたくさん個所を拾ひ上げることになると思ひます。そうしますと、こ

算がある程度膨張する。しかし、これはこの問題の性質上やむを得ないの

じゃないかといふことで、今主計局の方と私どもと話をいたしておるのであります。

交渉の経過につきましては、私ども各全国からの非常に強い要望もございまして、たとえばごみの処理につきましても、何とか補助金をつけるようにしたいといふような要望もいたしておることは事実でございますが、残念ながら、これはそれは成功しなかつたわけですね。問題は、尿尿処理と下水終末処理とは両者関連性がございまして、将来沈澱池とかいろいろな施設を設けまして、下水終末処理に転換し得る関連性があるもので、一方が三分の一であれば、消化槽の方も三分の一にしたい。そうでないといふことがとれないじゃないかといふようなこともございふんやつたわけでありまして、そのバランスの問題なら、終末処理も四分の一に下げたらバランスがとれるじゃないかといふような話も出て参りました。まあこれは成功いたしませんでしたが、来年は私どもとしては、ぜひまた繰返しそれを實現するように努力して参りたいと、かように考へております。

○山本伊三郎君 努力の点はわかるのですが、これは先ほど言われた十九年計画の総額大体全部で千二百億円になるのですが、この計画についても私はもう一ぺん検討し直してほしいと思ふのです。千二百億で現在のこの塵埃、尿尿、これを計画で完全にやれると思ひます。東京の今計画を聞いておりますが、東京湾の埋立地の

整備といひますか、護岸といひます

か、そういうものを作るだけでも何か百何億か要するようによつと聞いておるので、これは合っているかどうか知りませんが、従つて、そういうことからいくと、千二百億で私は処置できるとは思ひません。従つて、私は、この計画自身まあ真剣にやられたと思ひますが、私から考えればござんであると言わざるを得ない。また、一時そういうものをもちうためにやられた案であつて、ほんとうに腰を据えてやろうといふ腹が私はここに見られないのじゃないかと思ふのです。これが政府のまあ補助金の額だけであれば、これは別ですが、これが総額だといふほどの部長の話であれば、私はこれでやれないと思ふのです。大臣、一体どうですか、自信ありますか。

○国務大臣(古井喜實君) これはさつきも申しましたように、一応の目安として立てておるものでありますので、実際の情勢に応じて、足りないといふことでは、必ずしもこれにとらわれないといふことも考えなきやならぬと思ふのであります。この辺は何も固定的に考へておるわけでもありませんので、実情に応じて十分考へていかなきゃならぬと思つております。

○山本伊三郎君 まあ大臣はそれは専門でないからわからないとは思ひますが、まあその答弁で私はやむを得ないと思ふのですが、一応の目安だと言われましても、こういう案であれば非常に軽く見るのじゃないかと思ふ。十年でこれを均等に割ると、わずかに年間百二十億にしかあたらないことになる。百二十億といふことになれば、おそらく

私常識上からいっても、これは全国の問題ですから、私はおそらくこれではいけないと思うのです。いけないじゃない、それはおそらく問題にならないと思うのですね。従つて、私が今お尋ねしたのは、一応の目安でけっこうですが、もう少し自信のある、多過ぎるということとは必要ございませんけれども、道路十カ年計画なんかは一兆何億といわれるような、そういう膨大なものがあるのですから、私はそれほど要するとは思いませんが、もう少し自信の持てる、また、一般の者が納得できるような一ツ計画を来年の予算編成までに厚生省で立案されて、そして私はやつてもらいたいと思います。この点についてどうですか。

○説明員（聖成裕君） 実は、この計画を立てますにつきましては、御承知のように、清掃法による特別清掃地域、つまり市町村長が屎尿なりごみを集めなければならぬ地域ですが、その特別清掃地域の人口、それがやはり十年後には伸びて参ると考なければなりませんので、一応その伸びを見込みまして、そして十九年後にその処理しなければならぬごみなり屎尿なりの量は、屎尿につきましては、一応一人一日一リットル、ごみにつきましては一人一日四百五十ないし五百グラムというような数字がございますので、これをかけまして、そうすると必要な施設の総量が出て参ります。屎尿処理の場合に、消化槽の場合でございますと、大体建設経費は現在一人頭千五百円というような単価がございます。これをかけまして、そして総事業費を出しているわけであります。下水終末処理場につきましては、各都市から出されてお

ります。計画を全部積み重ねた数値になつておるわけであります。ですから、一応十分根拠を持って検討したつもりでございます。しかし、人口の伸びなどにいたしても、まあ十年後のことでございますから、いろいろ変更もございましょうし、あるいはまた施設の建設単価にいたしても、またいろいろ動きがあると存じますので、そういう点は常時検討いたして参りませんと、ただいま立てました十九年間の計画を最後まで固執するというような気持は毛頭ないということでございます。

○山本伊三郎君　実は、これは厚生省の責任とは言わないのですが、各地方公共団体でも、きわめてこの点についてはまだはっきりとしたそういう計画性を持ってやるうというのは少ないのですね。これは私も認めます。早急の問題だけを解決しようとして右往左往しているのが実情なんです。従って、その点は指導行政としては、むしろ起債とかあるいは補助の問題で陳情なんかくると、きたやつを何とかさばこうという、まあそういうことじゃないと思いますが、それよりも、積極的にくこうすべきであるという厚生省の私は指導体制をとってもらいたいと思うのです。これがなければ、實際地方自治体といっても、この問題は地方行政の中でもきわめて軽視されておるくらいにあるのです。そこを一つ厚生省が非常に親切な態度で指導して、むしろ補助なんかも積極的、こうやったらいいのじゃないかということとを僕は相談のついでにだきたいと思うのです。これは希望ですが、従って、私は、ここで最後に、来年度の予

算編成までに各清掃法による清掃地区の該当市町村に対してきわめて親切な方法で指導してもらって、それで的確な資料によって私は立案をしてもらい

たいと思います。で、これはまあある二、三の土地で聞いたのですが、大都市になると、在住人口以外に、昼間入ってくる、旅行してくるという東京なんか相当入ってくるですね。そういうものは全然無視されているような気がします。計画の方ではそれも相当一つのロスになります。この点も一つ十分皆さんの方で、監視というよりも、指導していただきたいと思

ます。それからもう一つ、そういうもう行き詰まったものを何とかそのときだけ切り抜けようと思つて、この重要な固有事務であるものを、尿尿処理を請負にささうというような風潮もあるのです。これは私きわめて危険だと思ふ。なるほど財源的に見るとそれで安上がりのように見えますけれども、清掃事業自体の実質からいくと、きわめて危険なものが出てくると思う。これは私の経験したことでございますが、そういう請負業者にやらしたために、それを完全に終末処理をせずに、一般の下水の中にはうり込んでしまつた。何か付近がくさいくさいといつて騒ぎ出すからマンホールを開けると、そこに尿尿がたまつておつたということが都市に往々ある。これはやはり請負業者に出すとならざるを得ないのです。それだけのものは、利潤といひますか、採算をとらぬといけないものだから、従つて、市町村当局に安く請け負ひ、これで見合うような処理をしようというのでそうなる。従つて、これは厚生省の指導は、そういう請負

業者に無責任にやらすということではできないことになっていると思います
が、その点はどうですか。そういう方
針は変わりませんか。

○説明員(聖成稔君) これは先生も御案内だと思いますが、清掃法によりまして、特別清掃地域の屎尿のくみ取り、あるいはごみの収集、これは市町村長の責任においてやることになっておりますから、もちろん直営でやるのが建前である。業者にやらせます場合には、期間を定めて市町村長の許可を受けなければいけないというような清掃法の規定から申しまして、当然直

営でやることが原則であるということとは間違いないと思うのであります。従いまして、私どももそういう方針で市町村を指導いたしているようなわけでございます。

それから、先ほどお話しございました私どもの清掃事業の計画としましては、特に屎尿処理については、大きな都市、あるいは大都市では個々にやらしているかもしれませんが、小さな地方、あるいはまた小さな町、そういうもの、は個々にやりますのは非常に不経済、非効率でございますので、自治法による一部事務組合を作らして、そうしてやらせるというような指導方針をとりまして、もう先生のおっしゃるような状態で、将来は全市町村にこういうものを作らなければならぬと思っております。従って、府県の衛生当局の方で市町村と連絡をとって、個々に単独でやる、個々に組合でやるというような計画を積極的に立てて指導してやって参りたいと、こういうような気持ちであります。

○山本伊三郎君　それで、実は内閣委

員会で、いわゆる設置法の関係として
そこまで大臣に質問したことについて
は、私も時間をとって非常にお気の毒
だと思うのですが、しかし、私、実は

衆参を通じて社会労働委員会なんかを見て、他の問題は相当いろいろと追及されてあるけれども、この問題についてはあまり見えないと思う。そういう意味においてきょうは若干時間をとってお聞きしたのですが、先ほど言われましたように、はっきりした確約ということとは、現在ではできませんが、来年度予算編成に当たっては、この補助率についても、なるほど厚生省が積

うことが現実に見われるように、一つ
厚生大臣の努力をこの機会にお願いし
て私の質問を終わりますが、その点に
ついて一つ厚生大臣から……。

○国務大臣(吉井喜實君) 先ほど来申
しましたように、この清掃問題は、各
地であのように気運が起こつてきてい
る状況でありますから、この気運が起
こつていふ機会に、ちようど打つべき
鉄ならば打つべき時期かもしれない
ので、気運がせつかに起こつておりま
すから、よいことでありますからし
て、かういう状況も考えまして、極力
この問題は努力していきたいというふ
うに思っております。

○一松定吉君 この厚生省の設置法の
一部を改正する法律案は、私はことごとく
適当だと思ひますが、少しく不
審な点を伺つてみたいのですが、国立
ガン・センターというのは、日本にた
だ一カ所これをこしらえるのですか。
この間、今から四、五日前に、大阪に
ある大阪の市立のガン・センターとい
うのができて、非常に盛大に挙行

せられたのであるが、ガンの増加が年々歳々ふえておる際に、ただ一カ所ぐらゐのセンターの設置でよろしいのですか、その点を一つ。

○國務大臣(古井喜實君) お話しごもつとも千万でありまして、ガンで亡くなった人が昨年も九万人あるという状況で、ふえてきておる。これが疾病対策の一つの重点でもありますので、

ガン・セクターにいたしましたも、国立のものを設ける予算を今年度とっておりませんが、のみならず、国立また地方のガン・セクター、そういうものをもっとたくさんにしていきたい考えであります、各地の研究を全部総合的に活用いたしますならば、ガン対策が非常に前進するであらうというふうに考えておるところであります。荒筋はそういう考えでございます。なお、詳細が要りますれば局長から……。よろしゅうございますか。

○一松定吉君 場所は築地の元の海軍軍医学校と病院と三カ所ですか。もしくは築地の元の海軍軍医学校の所在地であるその病院を改修して一カ所に置く、こういう意味ですか。それはどうですか。

○政府委員(川上六馬君) もと築地にございました海軍学校と病院、あの一角にありますその施設をもとにして、必要な施設はさらに増設いたします。

○一松定吉君　そこで、定員が、ガン・セクター長以下医科一室に五十名、それから病院部門に百六十六名、研究部門に三十五名というのだが、これはガン・セクターで研究する人に重きを置くのであるならば、この研究部門の三十五名というのは少ないように思うのであるが、それからこの定員五十名、

ガン・センター 医長、課長等が五十名、それから入院患者の病院の患者が百六十六名というのは、これは看護婦なんかという意味ですか。研究員が三十五名というのは、ガン・センターというものを設立するについては、研究員の数があまり少ないということになるじゃありませんか。この辺の一つ説明をして下さい。

○政府委員(川上六馬君) ガン・セン
ターの計画は一応二カ年計画に考えて
おりまして、それで初年度は今お話し
ございましたような程度の機構なり、
あるいは定員になっておるわけでござ
いますけれども、次年度におきまして
さらにこれを拡張いたす考えでおるわ
けであります。

この初年度の病院について申し上げますと、将来入院が四百床に、外来が六百床という計画をいたしておるのでございますけれども、初年度は入院が二百床に、外来四百床と見ております。それに相応するところの定員だけを三十六年度に計上いたしましたわけでございます。

それから研究所の方は、さしあたり臨床上に直接関係の深いところの研究部門の病理部門と生化学の部門だけをまづ初年度に置くことにいたしました。そして次年度には化学療法はか八部門の研究部門をさらに増設をいたしたい

と考えておりますので、従いまして、研究部の三十五人と申し上げますのは、ただ本年は以上申し上げました二部門だけの定員でございますから、将来部門がふえますというところ、それに応じて研究者の数もふやしていく、そういう考えでございます。

それから診療に重きを置くか、研究

所に重きを置くかというお話でござい
ますけれども、これは両方ともやはり
重きを置いているわけでございます。
しかし、初年度はまず病院部門を先に
始めよう、本年一ぱいで用意をいたし
まして、来年の一月一日から病院は開
設する予定です。明年度さらに研究部
門を増設いたすとともに、臨床部門も
先ほど申しましたように拡充して、入

院患者や外来患者が多くとれるように計画をいたしておるわけでございます。

○一松定吉君　そうすると、三十五名というのは、日本の病院においての研究者の三十五名ですか、もしくは海外にまで派遣して、海外に派遣することによってガンの研究をやるとかいうようなものもこの三十五名のうちに含んでおるのですか、どうですか。

○政府委員(川上六馬君) 三十五名と申しますのは、先ほどいいましたただ二部門だけの定員でございますが、定員の中には部長その他定員も全部含まれているので、海外にその中から研究のために派遣する人も幾らか将来出

てくると思います。それでたくさん
の部門が将来ふえますに従いまして、二
部門で三十五人でございますから、全
体として十部門にいたしますと、約こ
の五倍ふえるというような計画をいた
しておるわけであります。

○松定吉君 研究するのは、日本における日本人の医者だけで研究するのですか。海外からそういう専門家を招聘して研究するのか、あるいは海外に派遣するとかいうようなものは含んでおるのか、この人員のうちに。

○政府委員(川上六馬君) 今申しましたように、外人を定員の中に勘定はい

たしておりません。日本の、ここに従事いたしますところのその他の職員が海外に研究に行く場合は、この定員の中の人を海外に派遣することになります。

○一松定吉君 それなら、海外に派遣する人の予算というものは、このうちに入っておりますか、いないようじやないか。

○政府委員(川上六馬君)　また初年度はその予算は入っておりませんけれども、人としてはこの中から出していく

○一松定吉君 建物の整備費に五億五千四百九十万七千円というものを計上してゐるが、建物はりっぱになるが、中における者はガンの研究ということについて専心従事するというような人は

数は少ないというようなことは、せっかくこれをこしらえるだけについての目的に多少反しやしないかね。建物をりっぱにすると同時に、人員もふやし、しかも、そのふやす人員のうちには、看護婦とか、あるいは監督者とは、看護婦とか、あるいは監督者とは、

かいうものよりほかに、ガンの研究のことに重きを置く人員をふやすということではなければ、せつかくこのガン・センタ―をこしらえる目的に反するようには僕は思うのだが、その辺はどうです。

○政府委員(川上六馬君) この病院の定員の中には院長、各部長、その他すべての定員が含まれています。また、研究部門には今申しましたように、二部門の定員がみんな入っておるわけでございますが、将来いずれも相当増員して参りたいと存じます。海外に派遣する費用を特に取ってはおらないわけ

でございます。将来は必ずそういうふうな予算を獲得して派遣をいたしたいと考えております。それから研究の定員というものは、全部これは研究に従事する定員でございます。

○一松定吉君　ちよつと待って下さいます、三十五名全部か。

○政府委員(川上六馬君)　三十五名全部でございます。

○委員長（吉江勝江君） 発言を求めて
発言して下さい。

○一松定吉君 その三十五名が全部ガ

ン研究のために従事するというと、そのガン研究についての、これを指導する人は日本におけるガンの専門家か、あるいは外国からそういう優秀な専門家を招聘して、その輩下において研究するというようなことまでは含んではいないのかね。

○政府委員(川上六馬君) 専門家も含んでおります。その他の予算の中には、顧問として権威者の方を九名ばかりお願いする経費が含まれております。これは日本におけるガンの医学的な研究者で権威のある方々とその他物理化

学の権威者などもこの顧問になっていた。ただきまして、単に医学の見地ばかりでなくて、もっと広い見地から御指導を仰ぐ建前になっておるわけでございます。それから、なお、研究所と病院の部門のほかに、運営部というものを

作りまして、今年は庶務的な仕事から始めるわけでございますけれども、将来はこれに情報部門、それから共同研究の推進部門というような部門を設けてまして、そうしてこれで内外のガンに關しますところの情報の交流をはかりたい。国内で各所でガンの研究が行なわれておりますけれども、それらの人

するということよりも、自然に与えられた日本の風光というものを、これを拡大強化して、外人を誘致して外貨の獲得を得て、それによって国民の収入からなるたけたくさんの税金を取らずして、外貨によって国家の仕事をしようということが、これが政治家の一番注意しなければならぬことだということで、私は国立公園の拡大強化ということで

とに力を入れた実は一人なんでありまして。近ごろ厚生省がそういう方面にあまり力をお入れにならないのは、これは私ははなはだ遺憾に思っているのが、幸いに厚生大臣は、そういうようなことについて平素抱負経綸をお持ちになっておられる方だから、ことしは仕方がない、来年度には一つぜひそういう方面に力を入れて、厚生省の設置法の一部改正については、一つ十分に外貨の獲得を得て、そうして国民の負担を軽くして、しかも、仕事はやっぱりな仕事のできるようにということに御留意あらんことを特別にお願いいたします。私の質問を終わります。

○國務大臣(古井喜實君) 一松先生のお話の点につきましては、十分考えたと思ひます。

なお、今年度目立ってはおらぬかもしれせんけれども、新しく国民休暇村という建前で、まだよれていない、いい土地を求めまして、国立公園自体ではございせんけれども、新しい面を開拓していきたい。国民休暇村という考え方というようにもいたしておるような状況であります。今後はよく考えていきたいと思ひます。

○下村定君 きようは引揚援護局の方がお見えになっておりませんから、詳しい御答弁は得られないと思ひますが、引揚援護局の現在やっております業務、その内容を承りたいと思ひます。

○政府委員(高田浩運君) 事務的な点にわたりますので、便宜私からお答えさせていただきます。

御承知のように、引揚援護局は、引き揚げの業務が主たる立場で出発をいたしましたけれども、現在におきま

ては、直接の引揚業務というものは非常に少なくなっております。現在、未帰還者として一応私どもの考えておりますものの数は、大体二万三千人見当と考へております。そうして毎年内地にお帰りをいただく方は、大体、年間百四、五十名程度でございます。一ころに比べますと、この直接の引揚業務は非常に小さくなつておるということが言えると思ひます。反面におきまして、御承知の戦傷病者戦没者遺族等援護法の施行でございますと、あるいは恩給法の改正によりまして、恩給関係の進達事務が非常に膨大な量になつて参つておりますし、また、留守家族の援護の問題もかなりな仕事になつております。さらにまた、ずっと前から非常に苦心をしてやっております未帰還者の調査、そういった業務もまた非常に大きな部分を占めております。そういうような状況で、まあ御質問の趣旨は直接の引揚業務のほかに、どういふ仕事かふえておるかということが主たる御質問かと思ひますが、そういうわけで、直接の引揚業務以外の仕事は非常にふえておりますので、名称の点もこういうふうに変えたい、そういう趣旨で提案しております次第でございます。

共、北鮮が残つておるころの大きな地域でありまして、部分的には、戦場ではなくして、抑留者が抑留されていった地域には若干戦地とは異なる状況における遺骨が残つておるわけですが、それについてはまだ手が伸びておらない状況です。そこで、共産圏につきましては、国交の回復を待ちまして、あるいはまた国交の回復を待たずして、でき得れば民間の、たとえば日赤等を通じて、遺骨収集に参つておられる早期に実施したいというところで申し入れておるところでありますけれども、まだ実現の段階にはなつておりません。概略以上であります。

推進されるお考えだと思ひますが、その点いかがですか。

○政府委員(高田浩運君) 続いて行なうつもりで考へております。

○下村定君 いま一つ伺ひたいしますが、まだ戦死を確認されてない、いわゆる行方不明者と申しますか、失踪者、そういう者の現在数はどのくらいございますか。

○政府委員(高田浩運君) 先ほど申し上げましたように、大体二万三千でございます。

○下村定君 中共に抑留されておりますいわゆる戦犯者の釈放につきまして、厚生省としての御方針はどういうふうになつておりますか。

○國務大臣(古井喜實君) 中国との関係は、日赤を通じてこの問題に対処しておる状況でありまして、直接こちら政府から向かうの政府にといういき方は、ただいまのところ困難でありますので、日赤を通じてこの問題に対処しておるわけでありまして。

○下村定君 遺骨の調査、収集、それから抑留されておるいわゆる戦犯者の釈放という問題は、これは今後に残された相当大きな問題だと思ひます。この点について一つ今後とも御尽力あらんことをお願いいたします。

○伊藤道雄君 私は、この法律案改正の各面について伺ひたいと思ひますが、ごくその一端についてまず伺ひておきたい。

医療制度調査会をさらに一カ年延長したい、こういうことでありますが、まずこの点について伺ひますが、一年延長しようとする具体的な理由は、

那边にあるのか、この点からまず伺ひておきたいと思ひます。

○政府委員(高田浩運君) この点は、まず第一に、先ほどちょっと医務局長が触れましたが、二年の時限で出発をいたしましたけれども、医師会との人的な調整等に手間どまして、實際上最初の一年間というものは開かれずに終わったわけで、結局二年の時限が、現在の時点において実質上一年ということになつてしまつたという点が第一点であります。

それから、審議の内容につきましては、医療制度の、まあ医療とは何ぞやということから出発いたしましたので、医療制度がどうあるべきか、それらについていふん緻密な議論が進められておりますが、さらにその進行上、医療機関の整備の問題等がまだ未着手でございます。まして、これが今後審議すべき大きな部分を占めておりますので、それらを完成する意味においても一年延長をお願いしたい、こういう趣旨で提案をいたしました次第でございます。

○伊藤道雄君 この医療制度については、目下厚生省と医師会との間に意見の対立があつて、調整いまだならぬと、こういう状況下にあると思ひます。こういう中であつて、さらに一年延長したことによつて、はたして満足すべき成果が得られるであらうか、こういう点が大いに憂慮されるわけですから、そこで、この点について大臣のお考えを伺ひたい。

○國務大臣(古井喜實君) 医療制度を改革していくという点につきましては、改革の必要がある、それで改革をやつていこうという点においては医師会と考へ方が違つておるわけではない

○説明員(福田芳助君) 今御質問の遺骨収集並に遺留品の収集について申し上げますと、前に米國管理地域である地域から始めました遺骨収集につきましては大略終りまして、現在のところ、共産地域、つまりソ連、中

○下村定君 共産地域は、戦場ではなくして、抑留者が抑留されていった地域には若干戦地とは異なる状況における遺骨が残つておるわけですが、それについてはまだ手が伸びておらない状況です。そこで、共産圏につきましては、国交の回復を待ちまして、あるいはまた国交の回復を待たずして、でき得れば民間の、たとえば日赤等を通じて、遺骨収集に参つておられる早期に実施したいというところで申し入れておるところでありますけれども、まだ実現の段階にはなつておりません。概略以上であります。

○下村定君 遺骨の調査、収集、それから抑留されておるいわゆる戦犯者の釈放という問題は、これは今後に残された相当大きな問題だと思ひます。この点について一つ今後とも御尽力あらんことをお願いいたします。

○伊藤道雄君 私は、この法律案改正の各面について伺ひたいと思ひますが、ごくその一端についてまず伺ひておきたい。

医療制度調査会をさらに一カ年延長したい、こういうことでありますが、まずこの点について伺ひますが、一年延長しようとする具体的な理由は、

那边にあるのか、この点からまず伺ひておきたいと思ひます。

○政府委員(高田浩運君) この点は、まず第一に、先ほどちょっと医務局長が触れましたが、二年の時限で出発をいたしましたけれども、医師会との人的な調整等に手間どまして、實際上最初の一年間というものは開かれずに終わったわけで、結局二年の時限が、現在の時点において実質上一年ということになつてしまつたという点が第一点であります。

それから、審議の内容につきましては、医療制度の、まあ医療とは何ぞやということから出発いたしましたので、医療制度がどうあるべきか、それらについていふん緻密な議論が進められておりますが、さらにその進行上、医療機関の整備の問題等がまだ未着手でございます。まして、これが今後審議すべき大きな部分を占めておりますので、それらを完成する意味においても一年延長をお願いしたい、こういう趣旨で提案をいたしました次第でございます。

○伊藤道雄君 この医療制度については、目下厚生省と医師会との間に意見の対立があつて、調整いまだならぬと、こういう状況下にあると思ひます。こういう中であつて、さらに一年延長したことによつて、はたして満足すべき成果が得られるであらうか、こういう点が大いに憂慮されるわけですから、そこで、この点について大臣のお考えを伺ひたい。

○國務大臣(古井喜實君) 医療制度を改革していくという点につきましては、改革の必要がある、それで改革をやつていこうという点においては医師会と考へ方が違つておるわけではない

のであります。問題は、昨今の社会保険の医療費の引き上げ問題についてあの様な経過があったのであります。それからまた、医療費をどういふふうにして今後きめるかという問題などについては、今後に残っている点がございいます。ただし、この医療制度全般について多々問題がある、それに対して改善を加えていこう、そのためにまたこの調査会等を活用してやっていこうという、その点には別に意見の違いはございせんので、医師会側も、この医療制度調査会には参加をしてくれて、そうしてきょうまで審議をやっておるわけでありまして、これは私ももっと積極的に医療制度調査会を活用しなければいかぬと強く思っておるわけでありまして、さつき申しましたように、発足が一年もおくれてしまいました、去年の一年を空費したあと、やうと去年の四月に発足した、こういうことで、審議もまた中途であります。それから一方、問題はたくさんある、こういう状況でありますので、今後の運用についても、少し積極的に、効果的にこれは意見を得ることができるようになってみたいという考え方を持っておるのであります。その点は医師会とどういふ点はないと思ひます。

○伊藤道雄 現在の調査会の調査において、未解決のままに残されている面がまだいろいろあると思う。そのおもなものはどのような問題であるか、このおもなもののについてはつきりさせていたがたい。

○政府委員(川上六馬君) 先ほども少し御説明申しましたように、まだ各論的なことには実は入っておらぬわけでございます。初めは現在の医療の状況や公衆衛生の状況がどうなっておるかということを開係当局の方からまず御説明をいたしまして、それから始めて医療の本質及び主体性というふうな問題がだいぶ深く掘り下げられたものであります。それから、そういうところをだいたい間をとっておるわけでございますが、三十六年の三月に至りまして、その部会を二つ作ることになつたわけでございます。それは医療機関の問題と医療関係者の問題をそれぞれの部会に取り上げるということになつたわけでありまして、それから、将来まあ医療機関というものはどういふように整備していくかというふうな問題点が一つの重要な問題になると思ひます。それに見合うような医師その他の医療関係者をどうして養成していくかという問題、そういう問題が当面の調査会で取り上げられる問題になつておるわけでございます。初め厚生省といたしましては、医療制度全般についての改善の基本的方針はどうかという諮問をいたしておるわけでありまして、そのほかにも将来いろいろの問題が出てくると思ひます。ですから、さしあたって今申しましたような点が問題になつておるわけでございます。

○伊藤道雄 今ちょっと指摘もありましたが、三十四年四月、この医療制度調査会設置の際に、医師会から、医療保険制度を審議の対象とするならば、医師会からは代表を出せない、こういう申し入れがあったので、その後混乱して、結局厚生省が折れて、この医療制度調査会では医療保険制度を審議の対象としないこととして発足したわけだと思ふのです。そのために、今お話をあつたように、一カ年空費してしまつた、こういうことで、こういう不手ぎわがもしなかつたならば、ここでも一年延長せぬでも所期の目的は達したと思ふのですけれども、この点はまだ遺憾だと思ふのですが、こういう点はいかがですか、大臣として。

○国務大臣(古井喜實君) お話のように、二年の期限のものを半分、一カ年空費してしまつたということは、非常にこれは遺憾であつたと思つております。ただし、先ほども申しましたように、この調査会にも審議してもらつたことが大いにあります。思つておる。ことに、この医療機関の整備、どういふふうにするか、医療機関を体系的に整備していったらいいものか、また、その具体的な医療機関の役割の問題などは、非常に現在混乱したままである。一方には無医地区がありますし、一方には病院診療所がございまして、それで全体としての体系も整つていないように思ふのであります。ここに医療制度の上の大きな問題がありまして、これはこの調査会で審議をしてもらつて結論を出すことが必要だと思ひますので、幸いにこの一年間の延長ができましたら、今度は少し厚生省の側からも積極的にいづつごろまでという審議の希望なども適當な方法で伝えましたり、そして区切りをつけつつ、今必要と思つております問題について意見を求めて参りたい、こういうふうな思つておる状況でございます。特に医療機関の問題のときは、これは医師会側もここで審議することに不同意ではない。さつきも申しましたように、もうすでに部会を設けたくらいでありますから、また必要な問題でもありますので、そういうことを大いにやつても

らう余地がある、こういうふうな考えでおるのであります。

○伊藤道雄 今度は、提案を予定しておられる臨時医療報酬調査会という法案がありますが、これはどうもこれに関連あるように思ふのです。医療保険制度を審議の対象とすれば医師会の協力を得られない、こういう過去の経験から、こういう名称ではどうもすくないので、そういう名称をどうもして、そしてこのような名称にしたのではなからうかというふうなどうして考えられるわけですが、この点どうなんでしょうか。

○国務大臣(古井喜實君) これは全く別個の問題でありまして、この社会保険の診療報酬をどういふふうにするかという、そのための諮問機関として医療協議会があるわけでありまして、その医療協議会の方の改組の問題に關連いたしまして、問題は、つまり社会保険の診療報酬の額、それから診療報酬のきめ方、診療報酬の問題だけに限つてあります。中央医療協議会、その医療協議会改組に關連して、一体診療報酬というものはどういふふうな算定するのが合理的かという算定のルールを一本審議してきめるような、そういう機構を考えた方がよいのではないか。ルールなしに医療費を上げるな、上げるなと言ふのからして話が混乱する、こういうわけでルールを確立するための機構を作つたらよからうというところが社会保障制度審議会の意見でもございまして、そういうことのためのもので医療費調査委員会として設けようというのであります。医療制度全体とは一つも関係ございせん、こつちの方はそういうことには全

く関係のない医療制度全般についての建前であり、とりあえずはこの医療施設と、その組織、医療関係者に関する問題、こういうことをやつてもらおうというので、せつ然これは事務が分かれておる状況でございますから、そういうふうな御承知願ひたい。

○伊藤道雄 そうですと、この医療保険制度とは関係がないという考えであるならば、今予定している調査会については、医療制度調査会に統一して差しつかえないと思ふのですが、そういうことになると思ふのです。また、池田内閣の基本的な方針である行政機構の簡素化、こういう点にも統合するということによつて一致すると思ふ。似通つたような調査会をあえて別個に作つて機構を複雑にするというところは、池田内閣の方針にも反すると思ふのです。この点はいかがですか。

○国務大臣(古井喜實君) これは今も申し上げましたように、一方の新しく設けようとしております、つまり診療報酬の算定をどういふふうにか、算定のルールを確立しようというだけの片方は委員会でありまして、これはその専門の人に審議してもらつて、こういうふうな、ちようど米価を算定するならばどういふルールで算定するかというのと同一ように、医療費の算定の問題、また、引き上げの問題、改定していく問題、これは将来でもいつても起る問題でありますから、どういふふうな算定をしたら一番合理的かという、それだけの専門の調査機関を設けることは、これは必要でありますし、また、それに向くメンバーで顔ぶれも作らなければならぬし、それはそれとして特殊な何か特色があるわ

行政組織法の第八条、大臣よく御承知
だろと思うのですね。これに違反し
ておるといふことで、これは後ほどま
た伺ひますが、池田総理について
も行管の長官についても、このこと
については善処するといふお約束がな
されておるわけですか。で、大臣は、法律
は尊重されるかと私が伺へば、必ず尊
重します、そういうお答えがあると思
う。従つて、あえてそういう質問は
いたしません、そういう前提に立っ
て、法律は尊重するといふことである
ならば、この行政組織法第八条を尊
重しなければいかぬと思ふ、厳然たる第
八条。しかしながら、現実にはこれに
違反してゐる、先ほどの行政審議会の
答申の趣旨をも踏みにじておる、こ
れは歴然としておるわけですか。審議
会の答申に反し、しかも、国家行政組織
法という厳然たる法律にも違反して
おる、これは明確だと思ふ。だからこ
そ池田総理も行管の長官も善処を約し
ておるわけですか。ただ同じ内閣の外務大
臣だけが今言われたような答弁では、
矛盾もはなはだしい、了解できないわ
けです。この点今一回明らかにしてい
ただきたいと思ひます。

○国務大臣(小坂善太郎君) この国家
行政組織法第八条についておきます
ところと外交問題懇談会は、私も矛
盾してないと思ひます。また、矛盾
してないからこそ行政管
理もこの懇談会の設置に同意したの
と心得ておりますけれども、そういう
通牒の趣旨については十分尊重いたし
まして、今後これが検討を行ないたい
と、かように考えておりますことは先
ほど申し上げた通りでございます。

○伊藤顯道君 これは三十四年に、も
うすでに審議会の答申なんかを見て
も、審議会等の整理について、閣議決
定のものについてはこれを廃止すべき
である、すみやかに廃止しよう、こ
ういふ趣旨のものがあるわけですか。こ
ういふことが同じ政府の行政審議会から
答申されて、先ほど御指摘申し上げ
たように、こういうことが明らかに
なつたその翌年に、特に違反の閣議決
定でなされておる、これは問題だと思
う。これより先に、もうすでにでき
ておつた、従つて、検討の結果善処す
るといふことであれば筋が通るわけ
です。前年の三十四年の一月二十二日
に行政審議会の答申がなされて、閣議決
定によるものは廃止すべきである、し
かし、その中でも必要があるものある
の基礎づけを行なう、こういうところ
までその措置について具体的に明示し
ておるわけですか。にもかかわらず、
翌年にこの答申の趣旨に反して作つて
おる。これは最初からあえて法を犯し
ておるわけですか。今の御答弁では納得
しがたいのです。重ねてこの点をお伺
ひしたいと思ひます。

○国務大臣(小坂善太郎君) 先ほど申
し上げましたように、審議会または協
議会は第八条によつてできまされけ
ども、諮問的な、調査的なもの以外のも
のでやるわけでございます。そこで、
外交問題懇談会は、申し上げると非常
に長くなると思つて、先ほどは若干簡
略にいたした次第でございますが、
今日の非常に複雑な国際情勢を反映し
て、国民各界名層の間に種々の論議が
分かれておりますけれども、実際国と
国との間に起こりました事実という
ものは一つであるわけでございます。

これをいかに解釈すべきかということ
について、日本の国民としてはできる
だけその解釈というものに正確なデー
タをもつてその解釈をしようというこ
とが必要ではないか、それについての
解釈は、よく話し合ふことが必要では
ないか、そういうふうなことを考えま
してこの外交問題懇談会というものを、
文字通り懇談会として設けたのでござ
います。従つて、この懇談会は、全く
自主的に運営されるものでございま
し、また、問題を取り上げる場合に
も、これは懇談会自身が座長を選び、
また、その座長がいろいろあつせん
たしまして、特に取り扱う問題をきめ
て、そして特定の事項について政府
の諮問を受けて答申をしたり、ある
いは懇談会としてのまとまつた意見や調
査の結果を政府に具申したりするとい
うものではないのであります。そこ
で、懇談会の中において、各界の分野
から出てきた委員の個人個人の考え方
を知る、こういう意味で設けられたも
のでございまして、一般に言ひならわ
される審議会あるいは協議会という
ものとは、若干特殊な考え方によつて
おるものと心得ておるのでございま
す。従つて、行政審議会からの答申が三
十四年になされたことはもちろんその通
りでございますけれども、その趣旨と
も異なるものであるという解釈で、行
政管理庁もこれを納得され、現在これ
が運営されておるわけでございます。
しかし、今管理庁の通達趣旨もござ
いますから、さらによくこの点につ
いては検討してみたい、かように思つ
ておる次第であります。

○伊藤顯道君 先ほど申し上げたよ
うに、閣議決定の審議会、これは御承
知のように、外務省だけではなく、大
蔵省、労働省、厚生省、通産省、当
委員会で通産省、運輸省の面について
同じ角度から大臣にお伺ひをしたと
ころ、これは早急に廃止の面で努力す
る、こういう意味の答弁があつたわけ
です。なお、行管の長官から各省に
てて通達もあつたと思ふのです。こ
ういふ内容の通達があつたはずで
す。国家行政組織法第八条に規定され
た審議会、協議会にまぎらわしい機
関を閣議決定や省令、訓令などで設
けられない、それから次に、すでに各
省庁に設けられておるこの種の機
関を再検討し、廃止すべきもの、存
置すべきものに整理すること、それ
から存置すべきもののうち、その性
格から見て、国家行政組織法の規定
により、法律で設置を定めるべき
ものと認められる機関は、直ちに立
法措置を講ずる、こういう意味の三
点の内容を持つた通達がなされていま
るわけですか。これは外務大臣も
当然受けておられると思ふのです
が、こういう同じ政府の、いわゆる行
管の長官からこういう通達も出て
おるわけですか。なお、これは審議
会、協議会、懇談会等の性格も運
営の実態も異なつてゐる点があると思
つて、先ほど申し上げたように、その
通達の内容もあつた、本委員会にお
ける御質疑の趣旨も承つておるわけ
で、これについて検討をやつていま
る最中でありまして、しかし、何分
にも委員が外部の人でありますから、
委員の意見もいろいろ聞いてみない
ければならぬといふやうなことで、
その委員等とも話をばつぱつして
いる、意見を聞いて、交換してゐる、
こういう状態である次第でございま
す。

○伊藤顯道君 先ほど申し上げたよ
うに、行管長官は今会期中に云々とい
ふことを言つておられるわけですね。
もう会期幾らもないじゃないですか。
その間に措置できるとお考えになつ
ておられますか。この外交問題懇談
会が存置の必要があるならば、法律
の基礎づけをしなさいと、こういう
意味の答申がなされておる。行管長
官のこの通達もそういう意味に解釈
できるわけですか。だから、存置の
必要があるのか、もしなければ廃止
する、存置の必要があるならば法律
の基礎づけを行なへばいいわけだ
と、何でもそういうものは必要ない
からやめてしまふ、そういうことを
言つておるわけじゃない。必要がな
ければ廃止すべし、必要があるなら
法律の基礎づけを行なつて、国家行
政組織法第八条にまぎらわしいそ
ういふ点を明確にし、かように思
つてゐると思ふのですね。そういう
意味から、一体この外交問題懇談
会は引き

続き存置の必要があるのかないのか、この点をはっきり伺っておきたいと思ふのです。

○國務大臣(小坂善太郎君) 外交問題懇談会というのは、全く今申し上げたように、懇談的に行なわれておるし、しかも、民間の自主的な総意で全体の運営がなされておる、こういうものでございませう。ですから、これは言つてみれば一つの何と申しますか、各人が外交問題について政府に建言したいことがあるのと思ひますが、それは一緒にして、一緒に一つの懇談会の中であつて、たまたま政府もそこに出席しておつて、そしてその空気を聞いていく、こういうことで、それに今日の複雑な国際情勢、また、国内のいろいろな意見を反映しての意見を聞くというものは有益だと考えておられるので、従来までのおつて、なかなか活発に運営されておられるので、これは私としては存置いたしたいというふうに考えておる次第でございますが、まあ御意見のところは十分わかりますから、なお、そうした方針で行管の方針並びに国会の皆様方のお考えというものの線に沿ひまして、十分に検討して参りたいと、こう思つておるのでございませうが、行管長官の申しておられるのでございませうから、その趣旨で計りたいと思つておる次第でございます。

談会委員が、政府に關係のない全くの民間人の自由な意見を表明する機関であるかのごとき答弁をしておること自体にも問題があります、これはこういう議論をするようでは、かつてこの内閣委員会ではじめのついた問題について、もう一度私は初めからやり直さなければならぬ。やり直すときには、私は従来その問題についてかなり明確に答弁をした首相なり行政官の長官らの同席を願つて、そこで政府の統一した答弁をいただかないと、同じ問題で同じことを議論する格好になりますので、私はここで外交問題懇談会の中味には触れません。しかし、問題になるところは、外務大臣盛んに行政官の通牒云々というのを言つておられるが、その委員会の従来の私と行政官の通牒の質疑応答によりまして、一片の行政官の通牒を以て、各省大臣に対して言うことを聞かせる権限のない立場だから、それだけではないか、それだけでは政府の方針としてわれわれが不当だと思つていろいろ審議会、調査会、懇談会等々をこの会期中に整理するというものについては信用できない、従つて、われわれの要求に基づいて行政官の通牒を各省に到達したところを見計らつて、閣議であつたところの問題をはつきりけじめをつけるといふことを行政官の長官はそこで答弁しているのです。私はその問題が閣議にかつたといふことを聞いております。そして、またもう一つ問題は、総理府に設けられた暴力犯罪防止対策懇談会の問題についても、総務長官から、われわれの意見を十分尊重し、その法律論に聞いて、今月の二十五日に予定された暴力

犯罪防止対策懇談会の開催を取りやめておられるのです。それが付属機関としての立場から、解散されたかどうかは、その点はまだ確かめておりません。しかし、二十五日の開会を取りやめたといふことは、これは事実です。従つて、たとえ外交問題懇談会にしても、あるいは通産省関係の輸出会議にしても、運輸省関係の貿易輸出会議にしても、これははつきり私のところへ解散することになりましたと連絡してきております。残つておる問題に、たとえば厚生省関係でも、農林省でも、まだ問題は残つていますが、しかし、いづれにしても、私は、政府の方針として行政官の通牒が閣議の決定で確認されているといふことは、これは間違いないことだ、それを外務大臣の今の答弁聞いておられますと、何か外交問題懇談会については、内容の異なる、行政組織法に違反しない懇談会であるかのような強弁を今日までされておる。そうなる、私は従来のこの内閣委員会の審議の経過から見て、もう一回この外務省設置法の審議にあつて、外交問題懇談会の問題をはつきりけじめをつけるために総理大臣、それから行政官の通牒の出席を願つて、外務大臣と一緒に席で、私は従来の問題をもう一回ここでやらなければならぬ。そうでなしに、今、伊藤君の言われたような、質問されたような問題で質問し、外務大臣から聞いておられる答弁では、全然これでは委員の方から非公式に私のところへ、外交問題懇談会の存置について外務省が希望しているこのままの存置といふことについて連絡はありましたか、私は、

その点は間接にきた話ですから、間接に断つております。また、どうして外務大臣が今言われたような答弁を繰り返すならば、国家公務員法や、ないしは一般職の給与法に反する謝金と名づける手当を出しているという給与法違反の事実について、あらためて私はここで追及しなければならぬ。従つて、同じ問題を何度も繰り返すことを避けるために、きょうはこれ以上同じ問題で押し問答を繰り返すことをやめて、席を改めて、次回の委員会でも総理大臣並びに行政官の長官の出席を求めて、この問題にはつきりしたけじめをつける必要があると思ふのだ。

○國務大臣(小坂善太郎君) 委員長。○千葉信君 外務大臣、何も答弁する必要はない。議事進行の発言だ、議事進行について外務大臣が言う権限はない。○小幡治和君 今、千葉委員から議事進行について、外務大臣の懇談会についての答弁と過般の内閣総理大臣の答弁、行管長官の答弁等に食い違ひがある、だからあわせて一つもう一ぺん聞いてみなくちゃ困るというようなお話もありましたが、私、内閣総理大臣の答弁というものを聞きましたが、それと食い違ひしたところ、今、外務大臣の答弁を、今ここに聞きましたが、それと食い違ひしたところ、今、外務大臣の答弁を、今ここに聞きましたが、それと食い違ひしたところ、今、外務大臣の答弁を、今ここに聞かぬといふ意味のものでなく、個人々々の、何といひますか、外交に對しての放談といふか、そういうもの、とにかく一応この中へ入つて、ただ放談をされておるといふ意味のものは、行政組織法のいわゆる審議会といふふうなものじゃないといふふうなもので、千葉委員は、それを審議会と一緒に取り扱わなければならぬといふことですが、内閣全体としての千葉委員との意見の相違なので、私は総理の答へ、あるいはあつたときに法制局長官の林修三君も来ている千葉委員に答弁しておりますが、そういう面を見ても、食い違ひがあるから、それをもう一ぺんやらなくやならぬといふふうな意味の議事進行については、その必要がないといふふうに私は判断いたします。

○千葉信君 小幡君にお答えしますがね。小幡君、君欠席したりしているから、よくわからないのだ、従来まるきり委員会の審議の経過を。君は今総理大臣がどう言つたかと言つたといふようなことを言うけれども、総理大臣は、君の言つた通り、それをはつきり外交問題懇談会を廃止しますとか、廃止しなければならぬとか、違法な考え方というふうなことを総理大臣は肯定しなかつた、これは三月の二十三日だ。しかし、そのときの総理大臣は、暴力犯罪防止対策懇談会については廃止しますといふことを、その点でははつきり言つておる。その他の外交問題懇談会、輸出会議等については、首相はその当時を左右にしてはつきりした答弁はしておらない。しかし、そのあとで開かれた内閣委員会では、何度行政官の長官を呼んで、はつきり行政官の長官は、君もおそらくその通牒を出していると思ふけれども、その通牒を出して、この参議院の内閣委員会では問題になつた国家行政組織法第八条に抵触するおそれのある各

種機関については、この際善処をするという答弁をしている。それでも僕の方でおさまらないで、行政管理局の長官の答弁ないしは通牒くらいでは、同じ権限を持った各庁の長官に言うことを聞かせることについては自信が持てないはずだ。従って、その行政管理局の通牒については、はっきりこれを閣議で決定しない、そう言うことで追及したところが、行政管理局長官から、この通牒が各庁に届いたところまで、通牒が各庁に徹底するのを待つ閣議ではつきり方針をきめる、こういう答弁だった。君は大事な点をページが抜けているのだ。おそらく欠席して知らなかったんだ。

○小幡治和君 いや欠席して、これは……

○千葉信君 これは都合のいい資料だけ持ってきてそういうことを言っている。そんなことはない。

○小幡治和君 いや、速記録をちゃんと読んで、私は答弁というか、意見を言っているのだ、要するに千葉さんのそれにまぎらわしいものは整理する、要するにまぎらわしいと考えてない、要するに全然そういう行政組織法に基づくもの及びまぎらわしきもの、それと全然違ったいわゆる単なる懇談会、そういうものはこの限りにあらずということで、私は、政府の意見としては統一されておる。また、行管長官もそういう意味においては統一しておる。ただ、今、千葉委員の言う混淆されておるようなものを整理するということについては、行管長官は閣議においても申しておるようだし、それから各省もそのつもりでやっておる。ただ、今ここで問題になっておる外交問題懸

談会というのはその範疇に属しないものだ。それを千葉委員は属すると、そういう意見を言っておるに過ぎない。政府並びにわれわれの党としては、それはそういうものの範疇に属しないと解釈しておるわけであって、私は、それは要するにその問題についての検討というものは解決しておるわけだ。ただ、そこにおいて少しの解釈に意見の違いがあるという程度に過ぎないというふうには見ておるわけです。ですから、そういうものをやる必要はないというふうに判断します。

○千葉信君 委員長、こんな格好では審議を進められない。理事会を開いてくれ。

○伊藤道雄君 今、千葉委員からお聞きのような趣旨の議事進行の動議が出たわけだ。そこで、委員長の立場で当然これは善処されたいといかんわけだ。私は、その議事進行の動議に対して、お聞きのように、大臣から繰り返し聞いても、先ほど来千葉委員の指摘になっておるようには、総理並びに行管長官の答弁と、まぎらわしくなつてから食い違つておる。これをこのことだけ繰り返しても、およそ意味がないと思う。従って、日をあらためて、やはり総理並びに行管長官を当委員会に呼んで、はつきりとしなければいかんと思うのです。同じ内閣の各機関でこういうふうな食い違いがあるということは、まだ趣旨が徹底していない一つの証左であらうと思う。そういう意味合いで、この件に関する限り、本日は私の立場からも、もう質疑できないわけだ。意味がないわけだ。やっても意味がない。そこで、これは別途今のような意味で、別な機会で十分徹底する

ようにお聞きするということで、本日はこの程度にとどめて、他の項について質疑を続けたいと思うのです。これは質問じゃないのです。

○委員長(吉江勝保君) ただいま千葉委員の議事進行についての動議が出ておまして、小幡君からもそれに対する意見も出まして……

○小幡治和君 議事進行だ。

○委員長(吉江勝保君) 議事進行の意見が出まして、それに対して、今度は伊藤委員の方から最終的に今意見を出されておるんですが、大体私聞いておまして、皆同じ問題についての議事進行についての意見だと思ふので、最終的に出しておられる伊藤君の意見、この動議によりまして、この問題につきましては、あらためてもう一度理事、委員長で散会後打ち合わせをいたしまして取り扱いは協議してもらおう、そうして質疑は、この問題はおきまして、次の問題に進行していく、こういう伊藤委員の議事進行についての意見によりまして進めて参つてよろしゅうございましょうか。

「異議なし」「異議あり」「必要なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(吉江勝保君) それでは委員長の出しました意見に異議があるという事になりましたので、これもきまりませんでね。そうすると、もう一度初めに差し戻します。

○鶴岡哲夫君 これは、今理事打ち合わせをしてみたらどうですか。

○千葉信君 おれの動議はそうなんだ、今やりたまえ。

○鶴岡哲夫君 だから、理事打ち合わせではつきりすればいいことなんですから、もっとお互いに話してみたらどう

うなんです。

○千葉信君 この法律の審議が進まないのはあたりまえじゃないか。理事会で扱ってきめる……

○小幡治和君 今大体理事としての私の意見を申し上げた。しかし、伊藤君はまた理事の資格もある。質問者としてもそうだが、理事の資格のある伊藤理事がああいう意見を申された。私は、理事会を開いても、この問題はどっちかにきめるということとはむずかしい。(何を言っているか)と呼ぶ者あり)この問題は、先ほど私が出たこと出なかつたやうなふうなことを、千葉委員、非常にけしからぬことを言っているのですが、私としては、とにかく理事としてこの内閣委員会に來ている以上は、今日までちゃんと聞いているわけだ。それからまた、ほかの委員もみんなの聞いているわけだ。私は、ほかの委員も、大体内閣総理大臣の意見あるいは外務大臣の意見に食い違いがあることは認めていないと思うのです。そういう点についてははつきり決定してもらいたいと思ふ。

○伊藤道雄君 私の趣旨はまだ誤解されておる。私の言った意味はこういう意味だ。この委員会では、この問題に関する限りは審議できない、はつきりしておる。この点はもう千葉委員の言う通りのことを言っているわけだ。そこで、別途機会を設けて、総理並びに行管長官を呼ばなければ審議できない、そういうことを言っておるわけだ。それを、わざわざ理事会を開かなくても、ここで、この委員会が確認されれば、わざわざ理事会を開く必要はない。ここでまらなければ理事会を開く

必要がある。そういう意味で、わざわざ理事会を開かなくても、そういう意味で別途やるべきだというのがきまれば、何も理事会を開かなくてもいいわけですね。それで別途審議する、そういう意味です。

○委員長(吉江勝保君) ちょっと待つて下さい、今順番に発言させますから。今、伊藤理事の最初の発言に対して、私がある程度の議事進行の扱いを言うたのですが、それにつきまして、委員長理事打合せを別個にやつたらどうかという扱いを言つたのですが、今話し合いによりまして、こちらからも異議が出ておりますし、伊藤理事からそのような発言がありましたので、私の申しましたような扱いは、一応お預けにいたします。

○小幡治和君 それで、今(「何べん言つたて同じことだ」と呼ぶ者あり)委員長の言われたように、理事会でもって話をするということは意味がないということになったのですから、だから問題は、(「そんなことになるものか、でたらめ言うな」と呼ぶ者あり)問題は、要するに総理大臣や何かと、それから今の外務大臣との意見の食い違いあるいはやいなやという問題なんので、それは一つみんなに諮つて、食い違いがあるかないかはつきり聞いて採決して、そしてやつてもらいたいと思ふ。

私は理事会という——とにかく小幡聞いているとか聞いていないとかいうことを言われて、言われた以上は、これは私はそういう意味において、私は遠慮しますから、ほかのものとにかく聞いている連中にはつきりどうかということを一委員長は聞いてもらいたい

と思う。そして、私の意見が正しいか、どつちの意見が正しいかということとを全部に問うてもらいたい。それを議事進行として私は要求します。

○委員長(吉江勝保君) それじゃ千葉委員。

○千葉信君 妙な理屈をこねているけれども、問題は、その行政管理局の長官をそこへ呼んで聞けばはつきりすることなんです。それを何も委員諸君に聞いて、どう感じたとか、どう確認しているなんてことを聞く必要がどこにある。政府側で、行政管理局の長官がはつきり答弁しているその事実と食い違いがあるというのを僕は言っている。だから、そこは総理大臣の答弁がどうだとかこうだとか、そんなことを論議してここでごたごたすることは無い。行政管理局の長官を呼ばなければはつきりここにも通牒も出てくる。だから、ここでこれ以上この問題について外務大臣に聞いてもしようがないから、行政管理局の長官を呼んで、時期を見て行政管理局の長官を呼んで、そして、はたして合致している意見かどうかということを確認して、それから議事の進行に入りたい。

○委員長(吉江勝保君) もう一度行政管理局の長官を呼び出すことにつきましてのことで千葉委員の発言されておるのは、皆さんと一緒に確認を「べんしておきたい」と思っています。(その前に小幡委員の動議があるじゃないか)、「動議はたくさん出ているのだ。一つじゃない」と呼ぶ者あり)動議は出ておられます。出ておられますが、最終的に今言われていることにここで決定するということじゃありませんが、委員の皆さん方が聞いておられて、いろいろ

な受け取り方をされておられるんだらうかと思うので、千葉委員が言われたことをもう一度ここで確認をしまして、それで呼ぶか呼ばんかということはそのあとでまた諮ります。

で、千葉委員が、伊藤委員の外務大臣に対する質問中に、議事進行として発言をされたのです。その発言はたゞいま小幡外務大臣の答弁されておりますその国家行政組織法八条のいわけの機関であるかないかという点について、小幡外務大臣の答弁されておるその答弁は、本委員会におきまして、先月、総理大臣の答弁されたその答弁、あるいはその後における行管長官の答弁された答弁と食い違っておる。だから、それをはつきりさせなければ、外務大臣の答弁では了承できないという意味で、ここへ呼んでその点をはつきりさせろということだ、こういう意味で動議を出されたものと思えます。そうですね。(その通り)と呼ぶ者あり)そこで、小幡理事の方からの発言は、その点につきまして政府側の答弁は食い違いがないのだ、行政組織法で言うておる機関と、この外務大臣の答弁されておるものと違ふのだ、それは政府側の答弁には食い違いがないのだ、だから、このままでも進行してよろしいのじゃないかと、こういうように言われたように聞いたのですが、そうですね。(その通り)、「それで実は疑義があるというのだ、欠席して今ごろ……」と呼ぶ者あり)ちょっと待って下さい。今発言中だ、委員長でありますから、お開きの通りに、千葉委員は、そういう点に食い違いがあるから、もう一度行管長官を呼び出してはつきりさせろ、また、一方

の小幡委員の方は、それは政府の見解に食い違いはないのだから、その必要はない、こういうように違つておるのです、両方の見解が。そこで私が、もう一度委員長理事の打合せでこの問題を協議したらどうかということも言ったのですが、それに対して両方の理事の方が、まあそれには賛成しかねるといふような発言があったので、そこで、これからこの議事進行につきまして皆さんにお諮りをいたしまして、その皆さんのおきめになるところで委員長は取り計らいたいと思ひますが、私の出した扱い方には両者ともにお受け入れにならぬ。そこで、最初に出された千葉委員の方の見解では、行管長官を呼んできて、そしてここで答弁しうというように最初の御主張を繰り返しておつしやうとおります。それに対して、まだこういう意見であれば、多分小幡君は、食い違いがないから差しつかえないのだと、またもとへ戻つてしまふんじゃないかと私は思うのです。そこで、この議事進行につきまして、ここで皆さんの御意見で、多数の意見できめましますか、あるいは私が言ひまして、よきに、委員長、理事にもう一度お預けをいただきますか、いかがに取り計らつたらよろしいですか。

○小幡治和君 僕がさっきから言っているでしよう。要するに私はそう見ると、千葉委員はそうじゃない、こういうのだ。ただ僕は何かというか、内閣委員になったのがおそかったから速記録を見たと言つたのだが、そんな速記録を見たためだといふのだ。だから前からなっているところの委員の連中は聞いてはつたから、はつきりそれ

を聞いたらどうですかと、それを私は動議としてあなたに出しているのだから、よけいなこと言わぬで、そいつをはつきり皆に聞いてみたらどうですか。

○委員長(吉江勝保君) こうなると委員長は持つていき方になるのだが、私はたくさん発言されておりますから、筋道のところだけを今要約してお話ししまして、千葉委員は、またもとに戻つて行管の長官を呼び出して話せばわかる、こう言へば、やはりまた小幡理事の方からは、それは政府の見解はそうだから、ここで聞いておつた委員の意見を皆聞いた方がいいと、今度こういう意見です。行管長官を呼び出してこれを解決せよというのと、ここに出席をされておつた各委員の意見を聞いて、それで決定した方がよいと、こういうように今度分かれてきておるのです。でありますから、これがどういふように取りまとめをしまして議事を進めていくかにつきましての動議と申しますか、意見がありますれば、それを御発言……。

○小幡治和君 こつちはその動議出しているのですよ。

○千葉信君 こつちだつて動議出しているじゃないか。

○山本伊三郎君 それは、この問題についてはどう聞いたかという受け取り方について、この委員会ですれを数できめるといふことは、これは今後の委員会運営に大きい問題起すと思ふのです。もし聞いたといふことは——おそらく議事録を見ているといふのは、あなた一部分だと思ふのです。長い間の審議の過程、かりにここではおれはこう思うといふので、今度行管長官が

来て、われわれの考えておるのと違ふと言つたらどうなんですか。そんなものを採決するといふのは、どう聞いたかといふようなことを採決するといふことは、委員会運営では大きい問題ですよ。従つて、そういうものを皆私はこう聞いた、行政管理局長官が来て、それは違ふといふような発言をしたときに、実際どうなるのですか。委員会の権威にもかかわりますよ、そういうことは。(その通り)と呼ぶ者あり)だから、僕はこちらの社会党に属するけれども、この問題の運営について、一応理事だけじゃいかにないというなら、また別の方法があるが、一応どう取り扱うかという問題について、やはり理事の間で相談をして、それをやつて内容に入つてもいいですよ。この問題どう扱うかという、行管長官を呼ぶのか、あるいはそれ以外に議事録を調べ、そしてこれはどうだったといふことの結論を出すのか、それは別として、どう扱うかといふことは、理事の世話役としてやるのが当然だと思ふのだ。内容は本質に入らなくてもいいのだ。私はそういう扱いにしてみたい。

○一松定吉君 今の私は山本君の主張が正しいと思ふのです。つまり小幡君のように、個人の意見を聞いて云々といふようなことよりも、つまり君の言うことがいかに悪いかといふことを採決すればいい。だからして君の言う通りの意見を採用して、両者を呼んで意見を聞くか、もう聞かないか、どつちにするか、この採決でいいんじゃないですか。小幡君のように、意見を端から聞くといふようなことでは、今言う通り、先生の出した動議について採決

するかどうかをきめて、採決せぬとき
まったら、それはきまつてしまうのだ
から、そういうふうにした方がいいで
しょう。そうすれば小幡君の意見も、
やはりある意味においては尊重される
ことになるのです。

○委員長(吉江勝保君) そこで、もう
一度私から申し上げますが、小幡君の意見
は、必ずしもここで一人々々の意見を
聞けという意味じゃなくて、政府の見
解は矛盾がないというのを言うてお
られるのです。これは矛盾があるとい
われたのに対して、矛盾がない、だか
らお前は出席しておらぬからそう聞い
ておらぬじゃないかというのに対し
て、それじゃ出席しておる委員に外務
大臣の答弁と行管長官並びに総理大臣
の答弁に矛盾があるかないかをお聞き
になったらいいでしようというのが小
幡理事の発言なんです。一人々々の意
見を聞けというのではないのです。政
府の見解に矛盾があるかないかという
ことだけを聞けばよい、こういう意見
なんです。でございませうから、だんだ
ん話がいきますと、一松先生のよう
に、これはもう合わないければ、最後に
はもう一度私の言ったように、山本理
事が委員長、理事に相談したらどうか
という私の扱い方をもう一ぺん発言さ
れたのですが、採決でそういう扱いに
していったらどうかということを順次
きめていただきます。

○山本伊三郎君 これは皆さんでみん
な了承済みだと思ふのですが、考えて
もらいたいと思ふのです。かりにこ
こで千葉委員の出された動議、いわゆ
る理事会に諮ってこの取り扱いをやれ
ということというのは、この答弁が食
い違つておるといふのはわれわれの感

じ方なんです。それがあなたの方
は、小幡理事はそうではないと、こ
ういうのです。しかし、実際問題はど
うあるかということは、当の総理な
り行管長官がこななければこれは明ら
かにされないのです。委員の聞き方の
問題だから。それをここで採決で千葉
委員の動議を否決だということにな
つて、かりに行管長官がこられて答
弁がわれわれの言うことになつたら、こ
の委員会の権威というものはなくな
ると思ふのです。私のいうのは与野党
の問題じゃないのです。その意味に
おいて、取り扱いについて委員長理事
の打合せでどうしたらいいかというこ
とだけを相談して、まともなわけ
ば、またその方法もあると思ふので
す。採決の方法もあると思ふので
す。しかし、そんなに僕は時間を急いで
来に残す問題をここでやるということ
は、僕はちょっと軽率だと思ふから
そういう案を出しているのです。

○一松定吉君 私の言うのは、今お話
の両者を呼んで聞こうじゃないかとい
うような、聞いてそれのどちらが正し
いのかということを開けばきまるの
じゃないかという御意見と、いや、そ
ういうことは必要ないのだという意見
が二つあるでしょう。小幡君のは、つ
まりそういうことを言う必要はないの
という意見なんです。二つ意見があるわけ
です。その意見のどっちを採用するか、
きまらなければ小幡君の言う通り、そ
れを呼ぶことにはおれは賛成せぬのだ
という意見があるときに、それを呼ん
でそういうことを聞く必要はないの
で、採決してどうするかということが
きまったら、それできまるのじゃない

か、それがいわゆる議事の進行の方法
なんです。
○伊藤顯道君 結局も今までのをま
とめて言うと、小幡委員の方では矛盾
はないということをおっしゃるわけ
ですね。われわれは矛盾があるとはつき
り言っておるわけですね。また質問の過
程において、まさしく食い違つておる
わけですね。しかし、内容についてはも
う言いません、必要ないから。そこ
で、行管長官を呼ぶことによってそれ
が明確になるわけですね。必ず明確に
なるのです。そういうことは委員長と
しても責任があると思ふ。当内閣委員
会の審議の過程において、あまいも
ことしたような審議で進むということ
は、これは委員長の責任にもなるわけ
です。従つて、これは先ほどから私申
し上げておるように、今呼ばないなら
ば、別途行管長官を呼んで、私は先ほ
ど総理をもつたわけでも、行管長
官で明確になると思ふのです。だから
行管長官でも呼ぶことだと思ふので
す。そうすることによって明確にし
て次の審議に入ることが、ま
た、そういう運営をするのが委員長の
責任でもあると思ふし、そのために委
員長というものがおられるのですか
ら、そういう意味合いで、ここで理事
打ち合わせを開かないでも、そういう
ふうにきまるならそれでいいけれど
も、すぐそういう方式をとればいい。
しかし、今の内容ではなかなかきま
りません。そこで、どうしてもこの委員
会できまらなければ理事打ち合わせを
やるより方法がない。

○委員長(吉江勝保君) だから私が最
初に言ったときに、それじゃあという
ので、一応両方から否決されたから、
私が一応今度皆さんに諮つたと、こ
ういうことになったのです。
○伊藤顯道君 だから、この委員会
できまれば理事打ち合わせをやる必要
はない。きまらなかつたら理事打ち合
わせできまる以外ない。そういうこと
になったわけですね。
○委員長(吉江勝保君) 理事打ち合
わせをやりましたが、それがきまらぬ
という意見が出ておつたのです。しか
し、今発言された中で私はちょっと感
じたことですが、政府の答弁の中に矛
盾があると言われるのに対して、結論
は、政府の答弁の中には矛盾がないの
だということをおっしゃる。内閣委員
会として連日出席されておる方は、相
當お聞きになって、判断といひますか、
お聞き取りになっておるだらうと思
います。だから、これはここで聞きます
ことが、決して私は早急だとは思いま
せん、私自身は。それは委員としてこ
こへ出ておられる方が政府の答弁に食
い違いがあつたのかどうかとい
うことぐらいはお聞きになつて、しか
し、それでももう一度相談した方がよ
からうかと思つて委員長理事の打ち合
わせを提案した次第です。ここで私
は、一松委員からは決をとつてきめな
ければいかぬとおっしゃるので、議事
を進める上から、委員長理事の打合せ
をもう一度やりまして、この運営をど
うやるかということを一ぺん議題に供
しまして、そして、それが皆さんの承
諾を受けられれば、委員長理事でその
取り扱いを協議していきたいと思いま
す。それが否決になれば、これはまた
皆さんに諮つてどういう方法でやるか

を御協議いただきたいと思ひますが、
最初に、きょうのお聞きのような点を
委員長理事で協議することにつきまし
て決をとりたいと思ひますが、御異議
ございませうですか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(吉江勝保君) それではその
ようにして進めて参りたいと思ひま
す。

それでは委員長理事の打合せは本委
員会が終了後でよろしくございま
すか。(「今だ、今だ」と呼ぶ者あり) す
ぐですか。(「すぐやつた方がいいよ、
どうせ審議に入れない」と呼ぶ者あ
り) そのやり方につきましては時期の
問題ですが、一応それでは本委員会終
了後ということに私が最初申しました
から、本委員会の終了後委員長理事の
打合せをやることに決をとりますが、
もし今すぐという、先にやれという方
を……。その採決をするのなら、今
すぐ委員会を終了しなさい」と呼ぶ者
あり、その他発言する者多し)
○中野文門君 今速記もあるようです
が、今委員長がその取り扱いについて
委員長の方針を決をとるとおっしゃ
けれども、決をとるまでもなく、一応
速記をとめるのならとめられて、相談
をまともな形で、私の希望としては、
この状態のままごく短時間の間、この
状態をどういうふうに進捗するかとい
うことについて、別席で短時間、委員
長を含めて、各派の理事との間に至急
にこの取り扱いの御懇談をなさつて
もらいたいと思ふ。(「それでいい」「別
室でやればいいのだ」と呼ぶ者あり)
委員長長の職権でそういうふうにして下
さい。

○委員長(吉江勝保君) それでは速記

をとめて。

午後二時四十三分速記中止

午後三時五十七分速記開始

○委員長（吉江勝保君）速記をつけ
て。

先ほどから委員長理事別室で協議していたきまして理事の皆さん方の非常な協力を得まして、最終的にまときりましたものを御報告いたします。

本件につきまして、政府側の答弁に食い違いがあるかないかという点につきましては、行政管理庁長官を呼ばしめて、それは明日午前九時半より委員長理事立ち会ひのもとで速記録を調べまして、その速記録によりまして明確にする。その点につきまして外交問題懇談会を中心にして、意見のもし食い違いがある点がございました場合には、閣議で最終的にまとまりましたものを外務大臣から御報告を願う、外務大臣に対しては質疑をいたしまして答弁をしていただく、こういうふうにしてまとめいきたい、大体委員長理事はさようにまとまりましたので、御了承いただきたい。(「了承」と呼ぶ者あり)

本日は四時までに給与二法案をいたすつもりにいたしておりましたが、大臣が四時に退席を、退席といいますが、別の予約のところへ行かれますので、鶴岡委員にも了解を得ましたので、明日の議題の際に質疑をしていただく。本日は続きまして次の審議にいま一件入りたいと思います。

○委員長（吉江勝保君） 次に、労働省設置法の一部を改正する法律案を議題

といえます。本案につきましては、すでに提案理由を聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

政府側出席の方は、有馬職業安定局職業訓練部長であります。

御質疑のおありの方は御発言願います。

○鶴岡哲夫 職業訓練部を局に昇格なさるというのですが、従来ありました三課、部のときにありました三課です。管理、指導、技能検定ですか、この三つの課は局になってもそのまま

のようですね。それから定員もそのままです。従来六十名おられるわけだす。

が、増加はなくて、そのままつまり部
が局になりますけれども、課はそのま

まだし、人間もそのまま、要するに部が局というふうになったということ

ですね、中は全く変わらない。これは一体どういう――部を局にするという

のは、部が局になっただけの話ではないかというふうに思うわけです。これ

は今度の設置法の中で、部をふやしたり局を新設するというのがほとんど全

部ですね、こういう形になっております。従って、この点については、これ

は労働省ではなくて、行政管理庁長官
に来てもらいまして、はつきり質問い

たしたいと思うのですけれども、どうも部というのは局になるだけでは、あ

と何も変わらんというのじゃ、どうい
うことで局になるのか、その点を伺い

たいと思います。

○説明員（有馬元治君）　ただいま先生

が御指摘の点は、後ほど大臣がお見えになりまして、またお答えがあると思

いますが、私どもとしましては、訓練行政を、非常に産業発展の推進力として

訓練事業を大いに伸ばしていかなければ

ばならんという観点から、現状におきましても定員もふやしたい、あるいは課もふやしたいという希望は事務当局としては持つておたのでございまして、何せ全部要求を入れていただくというわけにもいきませんので、この際、差しあたり安定局中部から独立をしまして訓練局として、行政の責任単位に強化をいたしまして、そして訓練行政の推進をはかる、こういうことでお願いをしていくわけでございます。

〔委員長退席、理事小幡治和君着席〕

○鶴岡哲夫君 訓練行政の内容も違わないわけですが、仕事が今後ふえていくという点はあろうと思います。しかし、これは直接この新しくできる局がやるのではなくて、やるのはこれは事業団がやることになるのですね。ですから、どうも監督官庁としての仕事の内容はふえないということですし、課もふえない、定員もふえないというのなら、そのままやっぱり部として存在させておいた方がいいのじゃないか。なお、職業安定局の中に今部としてあるわけですけれども、安定局の部としておいた方が連絡係その他からいっていいんじゃないかという感じを受けるのですけれども、積極的な理由です。ね、部を局にする積極的な理由を明らかにしていただきたい。

○説明員(有馬元治君) このたび雇用促進事業団法案をお願いしておりますが、その事業団の主たる事業の一つは、御承知のように、職業訓練事業でございます。しかしながら、職業訓練事業とそれから各県が設置運営をしております一般訓練所と、それからさ

所と三通りの種類がございます。これを総合的に運営管理を指導をしておるのがわれわれの仕事でございます。そのほかに、直接現実的な事務としては、技能の国家検定制度を持つておりまして、これを府県と一緒にやって労働省が直接技能検定をやつておる、こういう状況でございます。また、職安局の局中部に残しておけばいいじゃないかという御質問でございますが、御承知のように、現在の職安局は、失業対策問題、あるいは失業保険、あるいは職業紹介、特に最近のような離職者の就業対策を中心とする全国的な広域職業行政というものを強力に推進するのが主たる任務でございます。この職安局の中で今申しましたような訓練行政、これは質の点から申ししましても、一種の教育行政でございます。そういう質の点から申ししましても、量の点から申ししましても、職安局の中で所管するのは適當でない、この中で所管するのは大きく推進するに際し、今後の産業発展を大きく推進するために柱として職業訓練行政を伸ばすためには、局中部から独立をさして局にする必要がある、こういう考え方で局の設置をお願いしておるわけでございます。

○鶴岡哲夫君　大臣がお見えになりましたので、若干繰り返すようになりますけれども、今度、部が局になる、しかし、課は従来の通り三課と、それから人員も前の通り六十名というのであろうのですが、おそらく今各省にある局というのはこんなものはないと思うのです。三課で六十人、多いところは一課で六十人もいますから。さらに、どう

も仕事の内容が特に変わって来るとうふうに受け取れませんか、部が局なる積極的な理由というの明らかなではないのではないかと、うふうに質問をいたしておるところです。なお、決定局の中にあるのを別に独立させるいう根拠ですね、独立という根拠を要するかにしてもらいたい。それで、合置化によります離職者、炭鉱離職者、あるいは駐留軍関係の離職者、大きな問題だと思えます。さらに今後農業関係からも、農業基本法の成立によりましてまず想定されますのは、六十万、七十万という人たちが、相当中年層の方々が出てこれれるということになるうと思えます。そうしますと、全体として見て、やはり職業安定という立場からの訓練が非常に大きなウェイトを占めてくるんじゃないだろうか、今すぐと変わらない形じゃないだろうか。確かに今部長のお話にありました技術者の養成をしていきたい、技能者の養成をしていきたい、教育面の拡大をしていきたいというお話もありますが、これは社内教育とか、いろいろな点において行なわれておるわけですけれども、重点はやはり今私が申し上げたような、特に今後農業関係からの訓練というものがウェイトを占めてくるということになれば、これはやはり職業安定という中に統一されて存在しておった方がいいのじゃないだろうかというふうに感ずるわけです。そこで、結論としてしまして、局にする理由と、それから独立させる理由と、この二つの積極的な理由を承りたい、こういうことであります。

○国務大臣(石田博英君) 局にする理由と独立させる理由とは、まあほぼ同

じ理由でございます。先ほど途中から聞いたのでありますが、訓練部長から御説明を申し上げましたように、第一に、職業安定局にございます仕事の量が、私どもの役所のバランスから見ますと、不均等に多いのであります。たとえば失業対策部、それから失業保険、そのほか、まあ特に失業対策部一つを取り上げても、これはなかなか仕事の総量として多いのでございまして、一つの局の管掌下に現在職業訓練部まで置くことは少し過剰であるように思われることがおまな理由であります。

それから、職業訓練をこれからやって参ります——今までもやって参りましたが、特にこれからの目的の重点は、今お話にございましたように、再

就職の機会を付与するための再訓練従つて、その再就職の機会を付与しますというところに置きますと、職業安定行政の当然一環になるわけであります。それはお説の通りでございます。今まで職業安定局の中に置いた理由でもあるわけであります。ただ、それと同時に、新規学校卒業者に対する職業の訓練、さらにその職業訓練の態勢を整備いたしますための指導員の養成、そういうものの事務量というもののが非常に多くなつて参るのでございまして、職業訓練行政の面はこれから非常に大きくなつて参りますだけに、そでなくては、現在でも職業安定局の負担が非常に他の行政機構に比して多いために、独立させ、局に昇格させるということにしたいと思つた次第であります。ただ、人数が同じで課が同じじゃ変わらぬじゃないか、こういう御議論も出て参ると思ひ

ますこれは私もいたしましては、今から将来の人数だけの問題を議論するのは適當でないと思うのであります。同時に、ただいま衆議院の社会労働委員会御審議願っております雇用促進事業団、ここに實際的な仕事を移しまして、訓練局の方では企画立案というようなところに重点を置いて参りたい、こう考えている次第であります。換言いたしますと、まず職業安定局の現在の仕事の量が非常に多い。職業訓練行政は、もちろん広義の意味におきまして職業安定行政の中に入るのでございますが、それと同時に、職業訓練の教育機構としての整備をこれからやって参らなければならぬということが大きな理由でございます。

○鶴岡哲夫君　これは行政管理局長官に伺わなければならぬわけなのですけれども、大臣の見解を承っておきたいと思ひます。それは、どうもここ近年、局を作るといふ雰囲気非常に強い。ことしも十六局作りたいといふ要求が行政管理局にきてゐる。昨年は二十二局を作りたいといふうにきてゐる。昨年はこれは一局もできなかったのです。ところが、ことしは五局ですか、できる形になるわけです。どうもこれは部といふものは行政の運営上問題があるのじゃないだらうという点の一つ。それからもう一つは、局長、次官の年齢がここ数年の間少し延びまして、四、五年前まではたしか四十六、七才で局長、次官といふものをやめた。これが少し延びまして、大体五十ごろまでに延びたのです。そうしますと、ポストがないと困るわけです。そこで参事官を作ったり審議官を激増

しているわけです。それでも足りない
ので、どうも局の新設という方向に向
いているというふうに、私は解釈して
いる。これはいづれ行管長官に来ても
らつて、もう少し本格的にはつきりさ
せたいと思います。一体、部というも
のは行政を進める上において能率が悪
いというふうにお考えになっておられ
るかどうか。

○国務大臣(石田博英君) 一般的な行政機構についての御議論は、私がお答えする筋じゃないと思うので、差し控えます。ええ、さしていただきたいと思ひます。ただ、私が所管いたしております役所の仕事から考えますと、たとえば部で申しますと、統計調査部、それから失業対部策、労働補償部、それから今の職業訓練部というのが代表的なものでございます。これは局の中で一課をして管掌せしめるのには仕事の量が多いというものを部にしたり取り扱っているのであります、私は、このこと自体

としては行政運営上不適当だと存じておりません。むしろ、たとえば失業対策事業のごときは、局にするのは、職業安定行政の明確に一環でございますから、不適当である。といって、仕事の量、重大性から、他の課との均衡を考えますと、これも大き過ぎるというところでございますので、私どもの行政運用上から適当であると思っている次第であります。ただ、この際特に御理解をいただきたいと思っておりますことは、御承知の通り、労働省は戦後できた役所でございます。それから、もつと歴史的に考えますと、わが国の戦前の行政機構の中に、今の労働省の所管しておるような現在の仕事というものは、法律的に言えば工場法があったた

けでありますし、行政の機構としては社会局の一課あっただけであります。むしろ逆に取り締まり行政の面が、ある面において労働行政と見られた時代が長かったわけでありまして、これが労働者の保護行政をやる役所として誕生いたしましたのは、御承知のように、戦後であります。しかも、それは戦前わずかな行政量であったものを一

省に独立したのでありまして、戦前から伝わって参りました慣習といえますか、歴史的経過というものを完全に脱却し得ないまま、私は不当に小さな機構として出発したものだと思っておる次第であります。それが政治の上におきまして、行政の上におきまして、あるいは経済の上におきましても、大きな重量をもつてきておるのでありまして、他の官庁の場合と私はおのずから違った行政組織上の御判断をお願い申し上げたい、こう思っておる次第でございます。

○鶴岡哲夫君 新しく五局できるんですが、どうも労働省の場合におきましても部が局になった、人間は変わらないう、顔は同じだ、部長よりもちょっとでっかい目がぎょろぎょろぎょろつく、どうも政府みずから労働強化の方向へもっていかれるのじやなかろうかという懸念をするわけですが、これも行管の問題ですけれども、すべて大体そういうふうになっておりますね。外務省の場合でも、私が聞いた場合そうですね、そういうお考えがあるのかどうか。政府みずからが労働強化を意図しておられるのかどうか。

○國務大臣(石田博英君) 私どもの方といたしましてはそういう考えではございませぬ。ただ、現在は職業訓練部

は、縦の關係で職業安定局長の区処を受けるわけであります。これの横の連絡はもとより必要であることは申すまでもございせんが、縦の關係においては、やはり私どもに直結する組織といたしたいということであります。仕事の量は著しく現在増大しつつあるわけでありますが、その増大しつつある實質的のいわゆる第一線の仕事は、雇用促進事業団でやるわけでありまして、そちらの方で第一線の仕事を所管し、そちらの方で人員を総体に、實質的に見られるわけでありますから、いわゆる労働強化ということは意圖いたしておりません。ただ行政組織、それから命令区処の關係、それを整備したい、こう考えておる次第であります。

○**鶴岡哲夫君** 次に、三十四年の初めに、前の福田農林大臣、それと前の松野労働大臣との間で話し合いがあつて、そうして農村子弟の職業訓練所というのが全国で十四カ所三十五年から作られた。この予算が約一億こす予算でありまして、この十四カ所の訓練所というものは、さらに三十六年度の予算では十六カ所また新設する、計三十カ所というものができるわけですが、三十五年に十四カ所一億九百万、補正しまして一億四千万になつていますが、その予算で始められましたこの農村子弟の職業訓練所の実情、全部動いていることになつてゐるのか、どの程度進捗しているのか。施設、建物、こういう点大臣でまづければ部長でよろしゅうございますが、動いてないように私は聞いているものですからお尋ねするわけです。

○**國務大臣(石田博英君)** 具體的な御

説明は部長がいたしますが、私どもは着々計画通り進行いたしていると理解をいたしております。

○説明員(有馬元治君) 昨年の予算でお認め願いました十四カ所は、これは全部予定通り工事を開始いたしました。その約半数近くが昨年の十月から開所をいたしております。それから、残りは昨年一カ年で全部施設を完了いたしまして、この四月から新規に開所をいたしております。

○鑑圖哲夫君 私質問はきょうはこれで終わります。

○村山道雄君 私からお尋ねいたしたいと存じます点は、今回職業訓練部を訓練局にされますことにつきまして、大臣の御説明にもございましたが、国民所得増進計画の構想によるところの職業訓練の拡充強化という点が非常に大きなねらいであると考えられるわけでございます。そこで、国民所得増進計画で、昭和四十五年度までにどれだけ労働力が増加をし、また、その中で職業訓練を要する技能労働者の数がどういふふうになつて参り、また、そのためにどれだけ人間を職業訓練する計画がお立ちになつてゐるか、その段階におけるところの技能労働者の過不足等について御説明をいただきたいと思ひます。

○國務大臣(石田博英君) 詳細な数字は事務当局から申し上げますが、長期職業訓練計画といたしましては、昭和三十四年から四十五年までの間に、技能労働者数の増加数を四百七十七万と見込んでおります。そのうち、職業訓練による充足数は、新規の養成訓練で百五十五万、それから再訓練で百八十一万、合計三百三十六万と見込んでゐる

わけであります。なお、私どもの方々の調査ではございせんけれども、この十年間に新規学校卒業業者の見込みを申し上げますと、いわゆる中等技術者、高等学校卒業程度の者におきましても、それから高級と申しますか、大学卒業生の技能者におきましても、十年後には著しい不足を生ずる見込みであります。これらの充足は、文部省の方でも積極的に御協力を願うように、かねて私どもの方から申し入れてゐるところでございます。詳細の数字等は訓練部長からお答え申し上げます。

○説明員(有馬元治君) ただいま大臣が御説明になりました数字のいわゆる詳細を申し上げますと、私どもの訓練は、御承知のように、生産現場の技能者を養成していくという建前で、文部省の学校における技術教育とは人材養成の目的を異にしてゐるわけでございますが、文部省、企画庁、われわれと一緒に今後十年間の経済の発展に即応する人材養成計画を検討いたしましたのですが、その数字によりまして、大体製造業、建設業、それから運輸、通信公益事業、この三つの大きな産業を対象にいたしまして、今後十年間に技術者でないいわゆる労働者の層がどの程度伸びるか、こういう推定を経済審議会を中心にしていただいております。その結果によりまして、三十四年度現在が、これらの三大産業に従事している労働者は八百四十三万人と推定されておりますが、これが千三百二十万人に増大する。で、この八百四十三万人から千三百二十万人に増大しまして、純増がその間に四百五十九万でございます。これだけの労働者の中

に技能者が多数占めていくというふうな労働構成をはかることが職業訓練の目的でございますが、これを一気に職業訓練を施した者だけで純増分をまかなうということもできませんので、従来の実績から推定いたしまして、この交代補充充分その他を計算いたしまして、今後十年間にどれくらい技能労働者が要るかという推定をいたしましたのが、先ほど大臣からお話ございました四百七十七万人という数字でございます。この四百七十七万人を全部訓練を施して産業界に送り込むべきでございますが、これもなかなか一気にこれだけの数字をこなすという事は不可能でございますので、従来の実績をさらに伸ばしていくという考え方で、熟練工と半熟練工に分けて、この四百七十七万人のうちで、どの程度訓練を施して産業界に送り出すべきか、こういう算定をいたしました数字が先ほど申し上げました百五十五万という数字でございます。現状の訓練規模を十年間に引き延ばしますと、約八十五万程度の供給がなされるわけでございますが、今申しました百五十五万を十年間に供給するという事になりますと、その差額でございまして約七十万、六十九万九千人というのを規模の拡大でもって充足しなければならぬ、これが十年間の新規養成計画の概要でございます。この六十九万九千人と申しますのは、学校教育において、大学の理工系で七万人、工業高等学校で四十四万人の増加をはかるという数字に匹敵するでございます。これだけの規模でもって十年間の長期計画を年次別、職種別に立てて推進していくと思つてゐるわけでございます。

○村山道雄君 だんだんと技能工がふえてくることになると思うのでありますが、現在及び国民所得増進計画完成年度における第二次産業の雇用者に対する技能工の割合というものは、現在どういふふうになつておられ、将来どういふふうになつて参りますか。また、それが諸外国と比べてみてその比率というものはどういふふうになつてゐるのでございませうか、もしおわかりでしたらお示し願ひたいと思ひます。

○説明員(有馬元治君) この第二次産業における雇用者全体に占める技能者の比率というものは、なかなか技能者の定義が各国まちまちになつておりますので、厳格な国際比較はいたしにくいのでございますが、現在ありますILOその他の資料から推定いたしますと、アメリカが六二%、フランスが六一%、二%、カナダが五四%、五%、イギリスが五八%、一%、これに對しまして日本は三九%・五%というふうな、非常に低いわけでございます。わが國の場合、技能工の定義を経験三年以上、もしくは一年以上の訓練期間訓練を受けた者を含めまして技能工、こういう定義を下してゐるわけでございますが、これで全雇用者数に占める率をはじきますと、今申しましたように三九%・五%、これは諸外国の構成比率から見まして、非常に低いわけでございます。これを十年間の今の長期計画で、純増七十七万の規模で百五十五万人訓練をいたし、さらに経験だけで参つておられるに對して、百八十三万人ちよつと再訓練を施すことによりまして、この比率がわれわれの推定では約四五%まで引き上げられる、こういう推定をいたし

ております。かりに十年間にこの構成比率が四五%まで引き上げられたといたしまして、ヨーロッパ、アメリカ等の先進國と比較するならば、さらに一〇%ないし一五%の格差がある。この辺がわが國の産業を今後発展成長させるために考えなければならぬ非常に大きな問題ではないか、かように思ひます。この十年間に先ほど申しました長期計画を遂行いたしたといたしまして、欧州先進國の構成比率からすると、まだ低い、こういう状況でございます。

○村山道雄君 もう一つ別なことを伺ひますが、いろいろとインドネシアとかフィリピンとかインドその他の地域の人たちを職業訓練のために受け入れられておられるようであります。これはどういふ根拠に基づいて、また、どういふ規模で、どういふ計画でおやりになつておられますか、その点をお伺ひしたい。

○國務大臣(石田博英君) ICAあるいは中南米技術協力計画、中近東技術協力計画、あるいはインドネシア賠償、またコロンボ計画によりまして訓練ゼミナールの実施というふうなことによつて行なつておるのであります。ただいま五十三名、今までの実績は五十三名であります。それから三十六年度におきましては、コロンボ計画による訓練ゼミナールの実施は、監督者訓練、それから指導者のゼミナール、それから訓練指導ゼミナールそれぞれ十名程度であります。そのほか、ICAその他の計画に基づきますものが三十六名、これが三十六年度の計画でありまして、先般の開所式を行ないました中央職業訓練所において訓練を実施いた

す計画でございます。

○村山道雄君 言葉のわからない人た
ちを訓練されるので、いろいろ困難も
あると思いますが、その訓練をされま
した結果、相当の効果が上がったとい
うふうにお考えになっておりますかど
うですか、その点を伺いたい。

○国務大臣(石田博英君) 非常に評判
がいいと思っておるわけでありませ
が、実は、その具体的な例といたしま
して、先般フィリピンの労働大臣が私
のところにお見えになりました、ILO
の計画で、後進国に対して技術者の
技術指導員を派遣しておるわけであ
りますが、フィリピンにも西歐人が多
く来るのだそうであります。私どもの方
でやりました訓練の実績その他からか
んがみて、一つこれからそういう指導
員を日本からよこしてもらいたいとい
うことを強く私どもの方にも要望し、
同時に、一緒になってILO当局に対
してもそういう要望をいたしたいとい
う旨の希望がございました。これはほ
んの一例でございます。言語は、英語
をもって教育をいたしております。
○理事(小幡治和君) ほか御発言も
なければ、本案に対する質疑は、本日
はこの程度にとどめます。
本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十九分散会

昭和三十六年五月十九日印刷

昭和三十六年五月二十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局